

## 第3編

### 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第4期）

## 第1章 府中市の高齢者福祉を取り巻く現状と課題

# 第1章 府中市の高年齢者福祉を取り巻く現状と課題

## 1 府中市の高年齢者福祉を取り巻く現状

### (1) 高年齢者福祉の現状

#### ①高年齢者に関する相談

高年齢者に関する相談は、地域包括支援センター、いきいきプラザ、在宅介護支援センターで相談を受け付けています。

地域包括支援センターでは、高年齢者やその家族に対する総合的な相談・支援、高年齢者に対する虐待防止や早期発見等の権利擁護事業を行っており、日常生活相談が最も多い状況です。

図表：地域包括支援センターの相談内容別人数(府中市)

	人	全体に対する比率
高年齢者日常生活相談	893	24.5%
高年齢者住宅・施設相談	451	12.4%
高年齢者看護・介護相談	482	13.2%
高年齢者虐待	26	0.7%
身体障害者(児)	99	2.7%
知的障害者(児)	23	0.6%
精神障害者	150	4.1%
ひとり親／家庭女性・DV	24	0.7%
生活保護	330	9.1%
資金援助・貸付	140	3.8%
医療保険・機関	270	7.4%
成年後見制度	133	3.7%
福祉サービス利用援助	113	3.1%
その他の相談	505	13.9%
計	3,639	100.0%

出典：府中市高年齢者支援課資料

府中市には11の高年齢者在宅介護支援センターが設置されており、高年齢者は家族からの総合相談窓口として、社会福祉士・介護福祉士・保健師・看護師等が相談に応じています。

昨年度の相談件数は、市全体で3万件以上に上ります。

図表：高年齢者在宅介護支援センターの相談内容別人数(府中市)

年度	相談件数
平成17年度	24,483
平成18年度	31,061

出典：府中市高年齢者支援課資料

## ②権利擁護に関する相談

福祉サービスの利用相談件数を見ると、高齢者、精神障害者からの相談が多い状況です。

図表：サービス利用や苦情、権利擁護に関する相談・対応状況

### ■利用者サポート(福祉サービスの利用相談)

(単位：件)

合計	高齢者	知的障害者	精神障害者	身体障害者	その他
435	281	9	117	8	20

### ■専門相談および苦情対応(調整)

#### ①ふくし法律相談

合計	金銭トラブル	相談問題	成年後見制度	財産管理	その他
53	3	9	25	5	11

#### ②苦情対応(調整)

合計	高齢者	知的障害者	精神障害者	身体障害者	その他
5	4	0	1	0	0

### ■地域福祉権利擁護事業(福祉サービス利用援助事業)

対象：高齢者、障害者

事業内容：福祉サービス利用支援／日常的金銭管理サービス／書類等預かりサービス

※利用料：非課税世帯減免制度あり

#### ①問合せ・相談件数

合計	本事業の利用に関するもの				その他
	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者	不明	
7,193	4,322	548	2,316	6	1

#### ②契約締結件数

合計	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者	その他	生活保護(再掲)
14	12	0	2	0	1

#### ③終了件数

合計	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者	その他
3	2	0	1	0

#### ④現在の実利用人数(単位：件数)

合計	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者	その他	生活保護(再掲)
43	32	5	6	0	7

#### ⑤契約準備件数(平成19年3月末現在)

合計	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者	その他
10	9	1	0	0

(地域福祉権利擁護事業の対象拡大⇒福祉サービス利用援助事業相談件数)

合計	高齢者	身体障害者	その他
54	30	23	1

### ■成年後見制度利用支援

#### ①成年後見制度の内容活用方法の説明や申立て支援

合計	高齢者	障害者	その他
480	413	50	17

\* 家庭裁判所八王子支部への申立同行支援2回を含む(本人申立1回、市長申立1回)

出典：平成18年権利擁護センターふちゅう事業報告書

前述以外に、新たに孤立死、徘徊・不明者、高齢者虐待、消費者被害、災害時要援護者、自殺者等が、高齢者の社会問題となってきました。

## (2) 介護保険給付実績からみた現状

### ① 要介護者の状況とサービスの利用実績

#### ○ 高齢化率・認定率の推移

平成19年度の高齢者人口は4万人を超え、高齢化率は17%に届こうとしています。また、要介護認定者は6,769人となり、これは約4万千人の第1号被保険者のうち16.3%にあたる。要介護認定率は東京都(16.2%)とほぼ同じで、東京都市部(15.5%)を0.8ポイント上回っています。

図表 府中市の高齢化率・第一号被保険者数

住民基本台帳人口、各月1日現在

	平成15年4月	平成16年4月	平成17年4月	平成18年4月	平成19年4月
総人口	231,021	234,088	238,161	240,574	242,607
高齢者人口	35,114	36,248	36,975	39,264	40,836
高齢化率	15.2	15.5	15.5	16.3	16.8
前期高齢者(65～74歳)	21,241	21,604	22,117	22,799	23,394
前期高齢化率(%)	9.2	9.2	9.3	9.5	9.6
後期高齢者人口	13,873	14,644	14,858	16,465	17,442
後期高齢者率(%)	6.0	6.3	6.2	6.8	7.2

各年度10月現在(単位:人)  
認定者数は第2号被保険者を除く

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	伸び率		
						平成16年度 ～17年度	平成17年度 ～18年度	平成18年度 ～19年度
府中市	要介護認定者数①	5,844	6,287	6,478	6,769	7.6%	3.0%	4.5%
	第1号被保険者数②	36,895	38,430	39,961	41,601	4.2%	4.0%	4.1%
	要介護認定率①/②	15.8	16.4	16.2	16.3	3.3%	-0.9%	0.4%
東京都市部	要介護認定者数①	96,550	103,505	107,527	115,319	7.2%	3.9%	7.2%
	第1号被保険者数②	651,276	680,275	711,269	746,235	4.5%	4.6%	4.9%
	要介護認定率①/②	14.8	15.2	15.1	15.5	2.6%	-0.6%	2.2%
東京都	要介護認定者数①	337,574	357,630	369,293	390,375	5.9%	3.3%	5.7%
	第1号被保険者数②	2,173,041	2,244,193	2,326,580	2,415,602	3.3%	3.7%	3.8%
	要介護認定率①/②	15.5	15.9	15.9	16.2	2.6%	-0.4%	1.8%

○ 認定者・利用者数の推移

平成18年度の要介護度別認定者数をみると、認定者数6,714人のうち、要介護1が最も多く1,517人となっています。利用者数は4,935人であり、認定者数の73.5%となっています。

図表 府中市の要介護認定者数・利用者数・未利用者数の推移(平成17・18・19年度)

区分	平成17年度		平成18年度		平成19年度(※)		伸び率	
		2号再掲		2号再掲		2号再掲	平成17年度 ~18年度	平成18年度 ~19年度(※)
認定者数  各年度10月現在 H19は6月現在	要支援	1,064	15					
	要支援1			621	6	735	12	18.4%
	要支援2			538	18	854	19	58.7%
	経過的要介護			294	2	0	0	-
	要介護1	2,127	69	1,517	43	1,112	35	-26.7%
	~要介護1小計	3,191	84	2,970	69	2,701	66	-6.9%
	要介護2	978	54	1,182	56	1,335	56	20.9%
	要介護3	807	51	906	46	968	48	12.3%
	要介護4	790	21	862	31	865	28	9.1%
	要介護5	768	37	794	34	840	37	3.4%
	要介護2~5小計	3,343	163	3,744	167	4,008	169	12.0%
計	6,534	247	6,714	236	6,709	235	2.8%	
利用者数  H17、18は 11月審査 H19は6月審査	要支援	571						
	要支援1			267		361		35.2%
	要支援2			277		475		71.5%
	経過的要介護			171		0		-
	要介護1	1,562		1,084		778		-28.2%
	~要介護1小計	2,133	0	1,799	0	1,614	0	-15.7%
	要介護2	810		968		1,122		19.5%
	要介護3	693		790		858		14.0%
	要介護4	695		752		780		8.2%
	要介護5	606		626		646		3.3%
	要介護2~5小計	2,804	0	3,136	0	3,406	0	11.8%
計	4,937		4,935		5,020		0.0%	

○ 在宅・施設サービス別利用者数の推移

在宅サービスと施設サービス利用者数の伸びをみると、在宅サービス、施設サービスともに利用者数の合計はほぼ横ばいですが、要介護度別にみると、介護保険サービスの内容が大きく変わった平成18年度以降、要支援1、要支援2、要介護1の合計数（平成18年度1,760人）に比べ要介護2～要介護5の合計数（同年2,123人）が大きく上回っています。

図表 府中市の要介護度別在宅・施設サービス利用者数の推移（平成17・18・19年度）

各年度11月審査、19年度のみ6月審査（単位：人）

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	伸び率		
				平成17年度～平成18年度	平成18年度～平成19年度	
在宅サービス利用者①	要支援	571				
	要支援1		267	347	30.0%	
	要支援2		275	457	66.2%	
	経過的要介護		171	1	-99.4%	
	要介護1	1,506	1,047	769	-26.6%	
	～要介護1小計	2,077	1,760	1,574	-15.3%	-10.6%
	要介護2	682	838	981	22.9%	17.1%
	要介護3	495	600	632	21.2%	5.3%
	要介護4	372	418	423	12.4%	1.2%
	要介護5	274	267	300	-2.6%	12.4%
要介護2～5小計	1,823	2,123	2,336	16.5%	10.0%	
計	3,900	3,883	3,910	-0.4%	0.7%	
施設サービス利用者②	要支援	0				
	要支援1		0	0	-	
	要支援2		2	2	0.0%	
	経過的要介護		0	0	-	
	要介護1	56	37	24	-35.1%	
	～要介護1小計	56	39	26	-30.4%	-33.3%
	要介護2	128	130	118	1.6%	-9.2%
	要介護3	198	190	220	-4.0%	15.8%
	要介護4	323	334	335	3.4%	0.3%
	要介護5	332	359	376	8.1%	4.7%
要介護2～5小計	981	1,013	1,049	3.3%	3.6%	
計	1,037	1,052	1,075	1.4%	2.2%	
利用者合計 (①+②)	要支援	571				
	要支援1		267	347	30.0%	
	要支援2		277	459	65.7%	
	経過的要介護		171	1	-99.4%	
	要介護1	1,562	1,084	793	-26.8%	
	～要介護1小計	2,133	1,799	1,600	-15.7%	-11.1%
	要介護2	810	968	1,099	19.5%	13.5%
	要介護3	693	790	852	14.0%	7.8%
	要介護4	695	752	758	8.2%	0.8%
	要介護5	606	626	676	3.3%	8.0%
要介護2～5小計	2,804	3,136	3,385	11.8%	7.9%	
計	4,937	4,935	4,985	0.0%	1.0%	

○ サービス別利用量年度別推移

在宅サービスについては、要介護認定者数の増加も受け、総費用も伸びが見られます。  
 施設サービスについては、制度改正により食費・居住費が徴収されるようになったことを受け、平成17年度に比べ平成18年度の総費用はやや少なくなっています。

図表 府中市のサービス種類別の費用及び在宅・施設サービス別総費用の推移

(単位は各欄参照)

サービス種類		平成17年度	平成18年度	平成19年度 (上半期)
	居宅介護支援(人/月)	3,591	3,593	2,806
	介護予防支援(人/月)		387	661
	総費用(千円/年)	389,001	456,235	216,863
在 宅	訪問介護(回/年)	349,246	327,336	152,090
	介護予防訪問介護(件/年)		3,211	3,340
	夜間対応型訪問介護(回/年)		4	143
	訪問入浴介護(回/年)	9,216	10,376	5,141
	介護予防訪問入浴介護(回/年)		27	12
	訪問看護(回/年)	24,589	24,948	11,860
	介護予防訪問看護(回/年)		388	561
	訪問リハビリテーション(回/年)	781	960	829
	介護予防訪問リハビリテーション(件/年)		87	114
	通所介護(回/年)	106,704	102,503	53,891
サ イ ト	介護予防通所介護(件/年)		1,466	1,542
	認知症対応型通所介護(回/年)		10,113	5,733
	介護予防認知症対応型通所介護(回/年)		43	63
	通所リハビリテーション(回/年)	34,933	38,457	21,262
	介護予防通所リハビリテーション(回/年)		307	347
	短期入所生活介護(日/年)	32,055	31,744	17,245
	介護予防短期入所生活介護(日/年)		377	231
	短期入所療養介護(日/年)	10,862	11,944	6,320
	介護予防短期入所療養介護(日/年)		31	28
	居宅療養管理指導 (第2期単位 人/月、第3期単位 回/年)	372	15,046	8,874
ビ ス	介護予防居宅療養管理指導(回/年)		707	708
	認知症対応型共同生活介護(人/月)	33	50	68
ス	介護予防認知症対応型共同生活介護(人/月)		0	0
	特定施設入所者生活介護(人/月)	216	245	251
	介護予防特定施設入所者生活介護(人/月)		22	45
	小規模多機能型居宅介護(件/年)		5	6
	介護予防小規模多機能型居宅介護(件/年)		0	0
	総費用(千円/年)	4,300,511	4,574,292	2,439,547
施 設 サ ー ビ ス	指定介護老人福祉施設(人/月)	579	584	596
	指定介護老人保健施設(人/月)	296	304	312
	指定介護療養型医療施設(人/月)	178	173	176
	総費用(千円/年) (食事費用含む)	3,722,885	3,350,065	1,727,421

## ② 計画値に対する実績

## ○ 要介護認定者数

平成18年度、19年度の要介護（要支援）別認定者数をみると、要介護1～要介護3は計画値を上回っていますが、要介護4、要介護5の症状が重い要介護認定の方は計画値を下回り、特に要介護5の方は平成19年度の実績値は計画値の90.9%となっています。

平成18年度から要介護（要支援）認定の区分が変更となり、新設された要支援1、要支援2の方は計画値に及ばず、平成18年度、19年度ともに計画値の58%～66%の実績となっていますが、今後は介護予防が重視されたサービスの効果が徐々に現れるものと期待されます。

図表 要介護認定者数の計画値と実績値

		平成18年度	平成19年度
高齢者人口(A)		39,264	40,836
要介護(要支援)認定者数(B)	計画値	7,133	7,445
	実績値	6,674	6,871
	実績値/計画値	93.6%	92.3%
要支援1	計画値	1,143	1,241
	実績値	755	722
	実績値/計画値	66.0%	58.2%
要支援2	計画値	1,354	1,402
	実績値	797	907
	実績値/計画値	58.9%	64.7%
要介護1	計画値	903	926
	実績値	1,191	1,092
	実績値/計画値	131.9%	117.9%
要介護2	計画値	1,065	1,113
	実績値	1,285	1,342
	実績値/計画値	120.6%	120.6%
要介護3	計画値	865	911
	実績値	966	1,053
	実績値/計画値	111.7%	115.6%
要介護4	計画値	923	946
	実績値	863	931
	実績値/計画値	93.5%	98.4%
要介護5	計画値	880	906
	実績値	817	824
	実績値/計画値	92.8%	90.9%
認定率(B)/(A)	計画値	18.2%	18.2%
	実績値	17.0%	16.8%

○ 居宅サービス

- ※ 改正後の給付実績については、予防給付の訪問介護、通所介護、通所リハビリが月額制となり単位が変更となっています。また平成18年度は要支援者を一旦「経過的要介護」に移行したため要支援・要介護1の実績値での利用者数の変動が大きくなっています。
- ※ 個別サービスの分析については、平成18年度の制度改正により要介護度区分の変更、一時措置の設定(経過的要介護)、利用方式・条件の変更等があった関係で計画値と実績値の対比や経年変化についても単純な比較が難しい面があります。よって、分析については全体での傾向にとどめた整理を行っています。

訪問介護、通所介護等は予防給付の算定単位が変更になった点で比較が難しくなっていますが、介護給付のみをみると実績値が計画値を上回っています。

図表 居宅サービス種類別の計画値に対する実績

① 訪問介護

■第2期・第3期計画に対する実績

(単位:介護給付は回/年  
予防給付は件/年)

		平成17年度	平成18年度	平成19年度
①計画値	介護給付	519,451	276,304	292,719
	予防給付		92,486	96,109
②実績値	介護給付	349,246	327,336	304,180
	予防給付		3,211	6,680

※平成19年度は上半期の実績を2倍した値

② 訪問入浴介護

■第2期・第3期計画に対する実績

(単位:回/年)

		平成17年度	平成18年度	平成19年度
①計画値	介護給付		10,013	10,255
	予防給付	8,035		0
②実績値	介護給付		10,376	10,282
	予防給付	9,216		27

※平成19年度は上半期の実績を2倍した値

③ 訪問看護

■第2期・第3期計画に対する実績

(単位:回/年)

		平成17年度	平成18年度	平成19年度
①計画値	介護給付		23,187	23,261
	予防給付	21,567	1,699	1,765
②実績値	介護給付		24,948	23,720
	予防給付	24,589	388	1,122

※平成19年度は上半期の実績を2倍した値

④ 訪問リハビリテーション

■第2期・第3期計画に対する実績

(単位:介護給付は回/年  
予防給付は件/年)

		平成17年度	平成18年度	平成19年度
①計画値	介護給付		154	158
	予防給付		79	82
②実績値	介護給付	781	960	1,658
	予防給付		87	228

※平成19年度は上半期の実績を2倍した値

⑤ 居宅療養管理指導

■第2期・第3期計画に対する実績

(単位:第2期は人/月、  
第3期は回/年)

		平成17年度	平成18年度	平成19年度
①計画値	介護給付	664	3,871	3,883
	予防給付		519	614
②実績値	介護給付	372	15,046	17,748
	予防給付		707	1,416

※平成19年度は上半期の実績を2倍した値

⑥ 通所介護

■第2期・第3期計画に対する実績

(単位:介護給付は回/年  
予防給付は件/年)

		平成17年度	平成18年度	平成19年度
①計画値	介護給付	117,567	83,328	87,325
	予防給付		19,511	20,312
②実績値	介護給付	106,704	102,503	107,782
	予防給付		1,466	3,084

※平成19年度は上半期の実績を2倍した値

⑦ 通所リハビリテーション

■第2期・第3期計画に対する実績

(単位:回/年)

		平成17年度	平成18年度	平成19年度
①計画値	介護給付	42,078	31,691	32,064
	予防給付		1,581	1,646
②実績値	介護給付	34,933	38,457	42,524
	予防給付		307	694

※平成19年度は上半期の実績を2倍した値

⑧ 短期入所生活介護

■第2期・第3期計画に対する実績

(単位:日/年)

		平成17年度	平成18年度	平成19年度
①計画値	介護給付		34,648	35,875
	予防給付	49,082	237	245
②実績値	介護給付		31,744	34,490
	予防給付	32,055	377	462

※平成19年度は上半期の実績を2倍した値

※平成17年度計画値(第2期)は生活・療養と合計

⑨ 短期入所療養介護

■第2期・第3期計画に対する実績

(単位:日/年)

		平成17年度	平成18年度	平成19年度
①計画値	介護給付		13,062	13,603
	予防給付	49,082	40	41
②実績値	介護給付		11,944	12,640
	予防給付	10,862	31	56

※平成19年度は上半期の実績を2倍した値

※平成17年度計画値(第2期)は生活・療養と合計

⑩ 特定施設入居者生活介護

■第2期・第3期計画に対する実績

(単位:人/月)

		平成17年度	平成18年度	平成19年度
①計画値	介護給付		320	345
	予防給付	115	12	13
②実績値	介護給付		245	251
	予防給付	216	22	45

※平成19年度は上半期の実績を2倍した値

○ 施設サービス

施設サービスは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設がほぼ計画値どおりの実績、介護療養型医療施設は計画値をやや下回る実績となっています。

図表 施設サービス種類別の計画値に対する実績

① 介護老人福祉施設

■第2期・第3期計画に対する実績 (単位:人/月)実績=月平均

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
①計画値	579	606	613
②実績値	579	584	596

※平成19年度は上半期の実績を2倍した値

③ 介護療養型医療施設

■第2期・第3期計画に対する実績 (単位:人/月)実績=月平均

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
①計画値	228	200	209
②実績値	178	173	176

※平成19年度は上半期の実績を2倍した値

② 介護老人保健施設

■第2期・第3期計画に対する実績 (単位:人/月)実績=月平均

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
①計画値	298	309	314
②実績値	296	304	312

※平成19年度は上半期の実績を2倍した値

○ 地域密着型サービス

認知症対応型通所介護、認知症対応型通所介護の介護給付は計画値を大幅に上回る実績となっていますが、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護は実績が計画値を下回っています。

① 夜間対応型訪問介護

■第3期計画に対する実績 (単位:回/年)

	平成18年度	平成19年度
①計画値	1,262	1,270
②実績値	4	286

④ 認知症対応型共同生活介護

■第2期・第3期計画に対する実績 (単位:人/月)

		平成17年度	平成18年度	平成19年度
①計画値	介護給付	28	63	77
	予防給付		5	6
②実績値	介護給付	33	50	136
	予防給付		0	0

② 認知症対応型通所介護

■第3期計画に対する実績 (単位:回/年)

		平成18年度	平成19年度
①計画値	介護給付	973	984
	予防給付	197	204
②実績値	介護給付	10,113	11,466
	予防給付	43	126

⑤ 地域密着型特定施設入居者生活介護

■第3期計画に対する実績 (単位:回/年)

	平成18年度	平成19年度
①計画値	0	20
②実績値	0	0

③ 小規模多機能型居宅介護

■第3期計画に対する実績 (単位:回/年)

		平成18年度	平成19年度
①計画値	介護給付	1,402	1,462
	予防給付	258	276
②実績値	介護給付	5	6
	予防給付	0	0

⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

■第3期計画に対する実績 (単位:回/年)

	平成18年度	平成19年度
①計画値	0	20
②実績値	0	0

## 2 府中市の高齢者福祉に関する課題

---

### (1) 老人保健事業再編への対応

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条に規定された「老人福祉計画」ですが、「老人保健法」が、平成20年4月1日の後期高齢者医療制度の発足にあわせ「高齢者医療の確保に関する法律」に題名改正されたことにより、老人保健計画の規定は削除されています。

本計画では、介護予防事業等の見込量の検討にあたっては、健康増進計画等の関連する計画との調和を図るために、計画に盛り込むこととします。

### (2) 地域ケア体制の充実

平成18年4月改正介護保険法により、地域密着型サービスや地域支援事業の創設など「地域」を一層重視することが求められています。

今後は、保健・福祉・医療との連携のもと、高齢者や障害者等の市民が、いつまでも住み慣れた地域で安心して生活を送れるように、地域包括支援センターを核として地域支援事業（介護予防事業・包括支援事業・任意事業）を推進し、地域包括ケアの充実に努める必要があります。

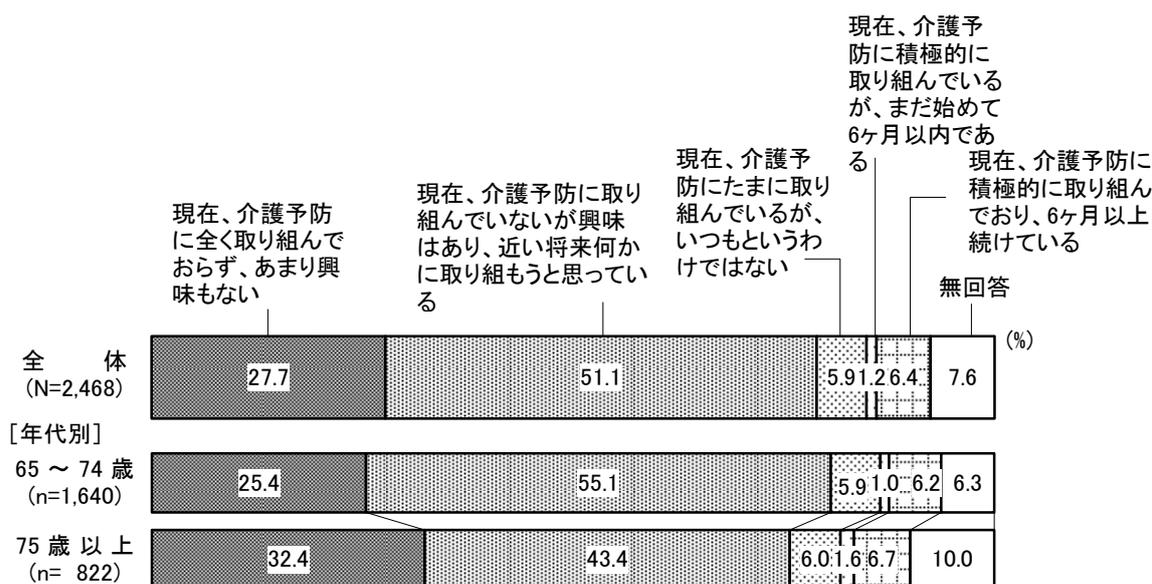
### (3) 介護予防の推進

市の65歳以上の高齢者は約4万1千人、その84%の約3万4千人は、介護保険料を払うものの、サービスを必要としていない（市の平成19年6月現在の要支援・要介護認定率は約16%）元気な高齢者です。この介護保険を支えている元気な高齢者が、さらに健康で要介護状態にならないよう介護予防を推進する必要があります。

介護予防に対する考え方や実際の行動をたずねたところ、「現在は介護予防に取り組んでいないが、近い将来は何かに取り組もうと考えている」が最も多く5割を占める。しかし、年齢が高くなると介護予防に対する興味や意欲が薄れる傾向がみられました（問4）。

いつまでも自立した生活を続けられるように、介護予防を今後さらに推進する必要があります。

図表 問4 介護予防に対する考え方や実際の行動(全体、年代別) 高齢者一般調査



#### (4) 認知症総合対策

市のアンケートでは、今後の生活場所として家族介護や在宅サービスなどを受けながら自宅で生活したいという回答が、高齢者一般、居宅サービス利用者、サービス未利用者のすべてにおいて58.2～65.8%という多数から寄せられました。これは、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生き方をしたいという高齢者本人の思いの表れと見られます。

この在宅での生活を継続するのに困難とされるのが認知症です。

厚労省は、4月22日、「診断、予防治療技術の研究開発、医療や介護対策、本人・家族への支援など、総合的に認知症対策を進める必要がある」として総合的に認知症対策を進める「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト」の実施を発表しました。(資料編：「認知症ケア高度化推進事業」の創設 参照)

市のアンケート調査では、市が優先的に取り組むべき保健福祉サービスとして「認知症など病気や障害を持つ高齢者への対策を充実すること」が16.5%であり、当事者や介護家族への総合的な支援が求められています。

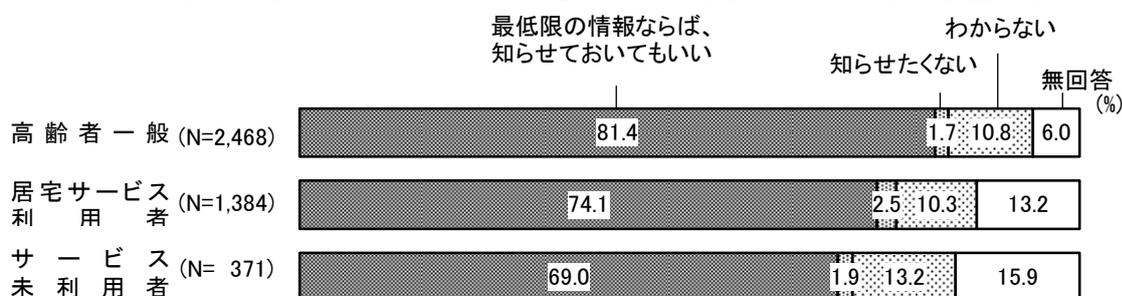
## (5) 災害時要援護者の支援

災害時に避難を助けたり、避難状況を確認するため、住所・氏名・連絡先などを事前に市役所などに知らせておくことについてたずねたところ、「最低限の情報なら知らせてもよい」との回答が非常に多く見られました（高齢者一般調査：81.4%、居宅サービス利用者：74.1%、サービス未利用者：69.0%）。

阪神・淡路大震災など、先の事例では、要介護、ひとり暮らし、日中ひとりなどの要援護の高齢者の多くは、大震災等の災害時に一人で避難することが難しい状況が明らかにされており、災害時の要援護者対策は大きな課題でとっています。しかし、個人情報保護の問題から対応がなかなか進まない状況となっています。

アンケート調査の結果をふまえ、災害時の要援護者対策を関係機関と協力しながら構築していく必要があります。

図表 災害時のための個人情報提供への考え方（全体）高齢者調査共通



## (6) サービス・ボランティア等の担い手の確保・育成

アンケート調査で事業所職員の在職年数を職種別でみると、「社会福祉士」は約4年と最も長く、「看護師」の約1.7倍です。事業者別でみると、施設では、看護師は「2～3年未満」と短く、社会福祉士は「5年以上」が一番長い状況です。予防・居宅介護サービス提供事業者はヘルパー「2～3年未満」、介護福祉士「1～2年未満」の割合が高くなっています。離職状況を見ると、退職も転職も介護福祉士が多く、一番少ない社会福祉士の約9倍となっており、離職の理由は、「人間関係」が最も多く「給与・賃金」が続いています（問5）。安定したサービスを供給するため、人材確保に向けた職場環境の整備が求められています。

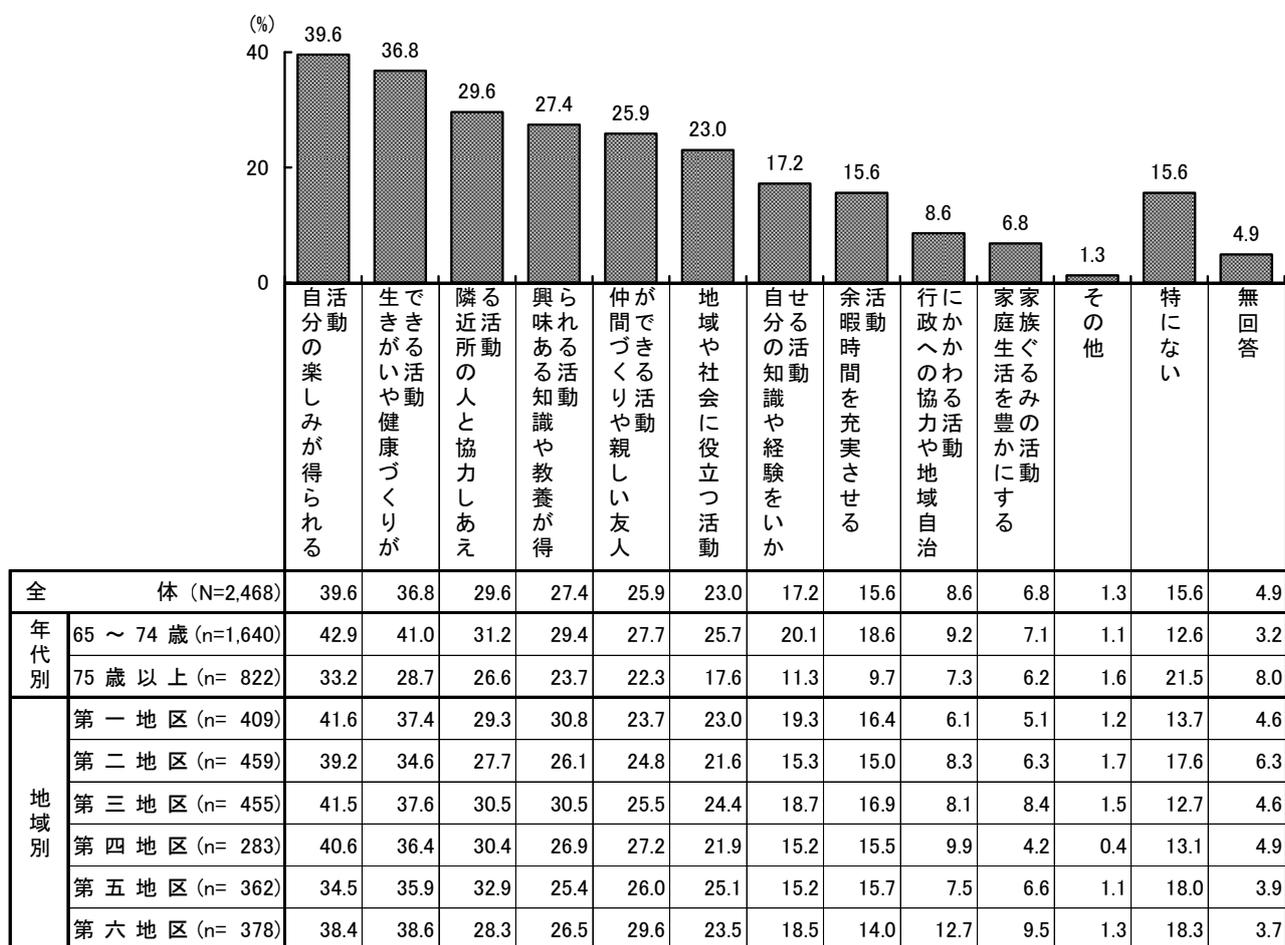
また、地域活動やボランティアについては、「楽しみが得られる活動」、「生きがいや健康づくりができる活動」、「隣近所の人と協力しあえる活動」が上位にあります。また、「地域や社会に役立つ活動」や「知識や経験をいかせる活動」もそれぞれ2割程度の意向があります（問7）。

元気高齢者や団塊世代が、生きがいづくりや健康づくりに取り組めるよう、その経験・知識・技能を生かした地域活動参加への支援が求められています。

図表 問5-① 職員の離職状況(全体) サービス提供事業者調査

昨年一年間の離職者数・離職率の平均:8.69人(24.4%)			
退職者	看護師	(n=20)	平均 2.28人
	ヘルパー	(n=38)	平均 3.15人
	介護福祉士	(n=19)	平均 3.32人
	社会福祉士	(n=6)	平均 0.33人
転職者	看護師	(n=14)	平均 2.73人
	ヘルパー	(n=16)	平均 2.76人
	介護福祉士	(n=15)	平均 3.27人
	社会福祉士	(n=3)	平均 0.37人

図表 問7 今後参加したい地域活動(全体、年代別、地域別:複数回答)

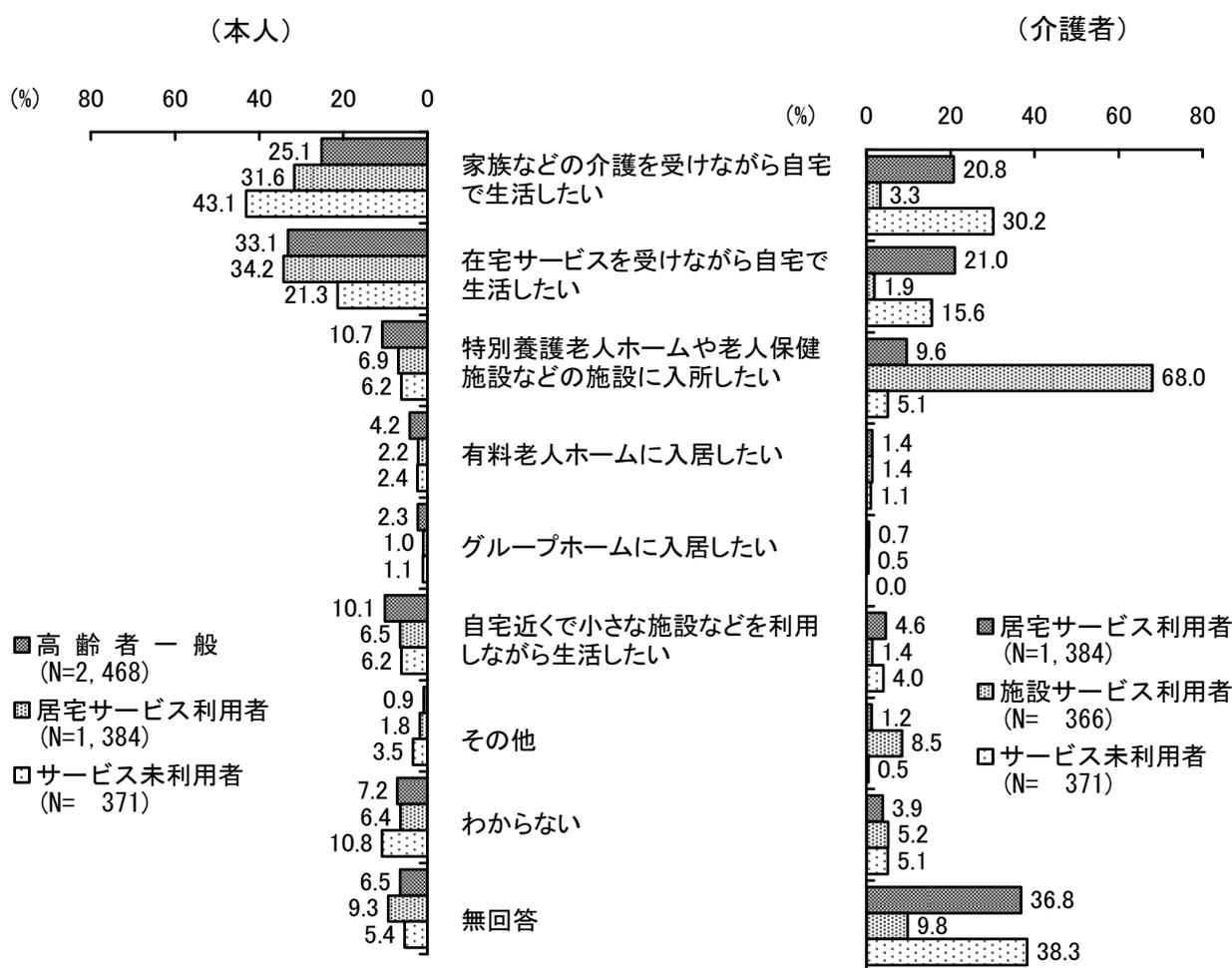


## (7) 住まいの選択肢を広げる

アンケートでは、介護療養型医療施設の削減が国の方針として決められていますが、介護療養型医療施設の入所者の3割は「知らない」と回答しています(問17)。また、介護保険制度をよくするために市が力を入れるべきこととして、「市内に特別養護老人ホームなどの介護施設を増やすこと」が第1位にあげられています(問18)。

在宅が基本とされますが、依然として高い施設ニーズに対応するため、介護保険施設の整備のほかに、在宅医療と連携した住まい、見守りサービスのある住まい、小規模多機能型居宅介護、グループホーム、地域密着型特定施設など、高齢期の住まい・施設の選択肢を広げ、多様化することが求められています。

図表 今後の生活場所(本人・介護者)(全体、施設別:複数回答(3つまで○))  
施設サービス利用者調査



## (8) 療養病床再編への対応

介護療養型医療施設の削減が国の方針として決められていますが、介護療養型医療施設の入所者の3割は「知らない」と回答しています(問17)。

療養病床は現在、全国に約38万床あり、医療保険でみる「医療療養病床」(25万床)と介護保険でみる「介護療養病床」(13万床)とに分かれています。

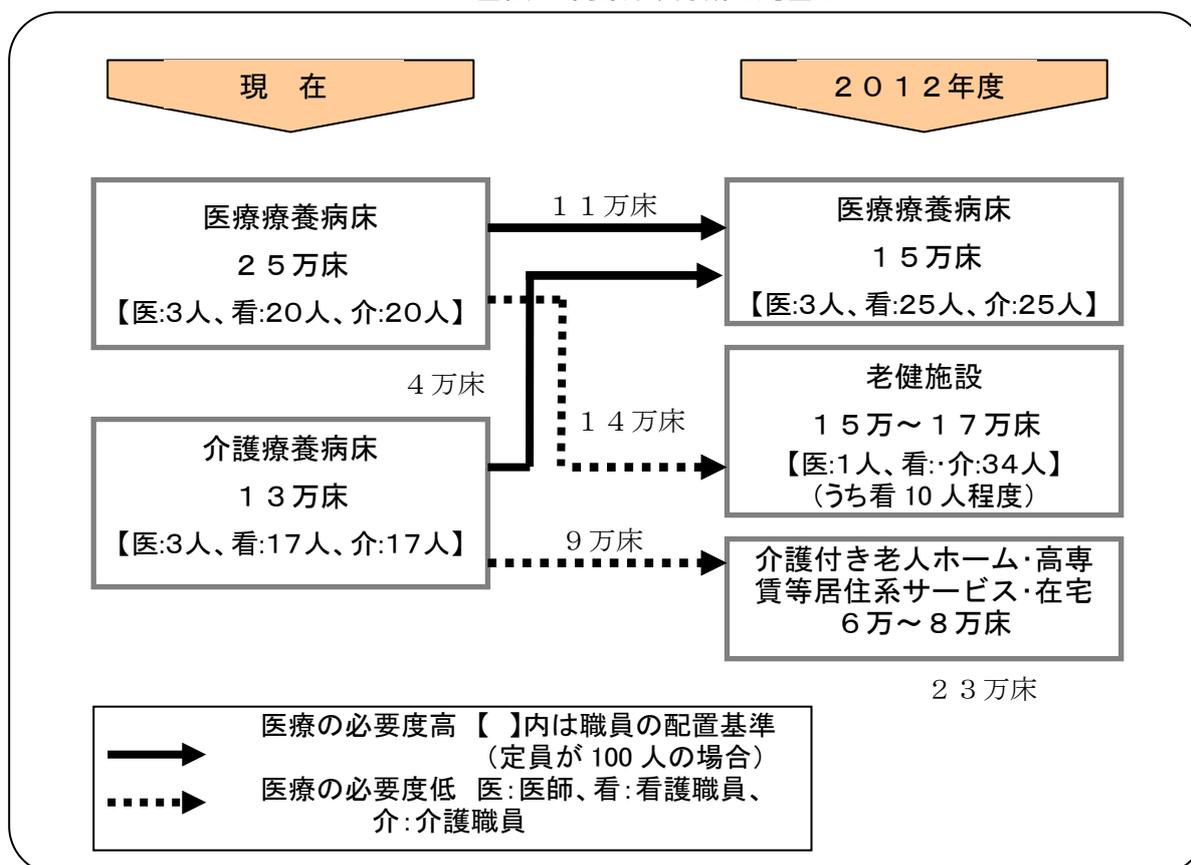
『療養病床の再編』とは、平成23年度、介護保険と医療保険の機能分担の明確化、高齢者の医療費の抑制等の観点から、「介護療養病床」を廃止し、「医療療養病床」に一本化し、数もこれから6年がかりで15万床に減らす計画です。残る「医療療養病床」については、職員の配置基準を引き上げて手厚い医療体制とし、医療の必要度の高い患者だけを受け入れる場に特化されます。一方、削減する23万床分は、老人保健施設や有料老人ホーム、グループホーム、機能強化型の施設などの居住系サービス、在宅療養などへの転換が進められます。

東京都地域ケア体制整備構想では、長期入院患者のうち医療の必要性が低い患者については介護保険施設等や在宅への移行を促進するとしており、一方、医学的管理を必要とする高齢者の増加も見込まれるとしております。

また、東京都の療養病床数が現状でも少ないという認識から、必要な療養病床数を確保していくとの基本方針を定めております。

本計画では、市民に必要な居住型施設の見直しを図り、再編に対応する検討を盛り込みます。

図表 療養病床再編の見直し



(厚生労働省資料より作成)

## 第2章 計画の基本的な考え方

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 計画のめざすもの（理念）

---

#### （1）理念

府中市高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画は、府中市福祉計画の基本理念「安心していきいきと暮らせるまちづくりーみんなで作る、みんなの福祉ー」をふまえます。

安心していきいきと暮らせるまちづくり

ーみんなで作る、みんなの福祉ー

#### （2）計画の考え方

計画の考え方は、以下のとおりとします。

##### ○視点1 利用者本位の福祉サービスの実現

利用者が自分にあったサービスの選択ができるように、情報提供や身近なところで相談できるような体制の充実や質の確保、さらに権利擁護体制を充実し、利用者本位の福祉サービスの実現を目指します。

##### ○視点2 「自立」を支える福祉の実現

個人の尊厳を大切にし、地域で自立していきいきとした生活ができるような福祉の実現を目指します。

##### ○視点3 地域で支える福祉の実現

自治体、福祉関係機関、民間事業者、NPO、ボランティア団体等の連携・協働（公助・共助・自助）により、地域で支える福祉の実現を目指します。

##### ○視点4 市民参加・参画による幅広い福祉の実現

市民が自ら福祉を支え・実現していくため、計画の段階から参加し、幅広い福祉の実現を目指します。

## 2 計画の基本目標

---

「安心していきいきと暮らせるまちづくり—みんなでつくる、みんなの福祉—」の実現に向けて、次の5つの目標を設定し、計画を推進します。

### (1) 利用者本位のサービスの実現のために

- ・高齢者が自己選択・自己決定ができるように、さまざまな方法で情報を入手できるように、また身近な場所で相談できる体制を充実し、サービスの質の確保に努めます。
- ・高齢者の権利が擁護されるような体制を充実していきます。

【取り組む方向】

- 情報提供体制の拡充
- 相談体制・権利擁護事業の拡充
- サービスの質の向上

### (2) 介護予防を進めるために

- ・生涯現役をめざして、健康維持と介護予防を推進します。
- ・地域包括支援センター機能を充実し、地域支援事業を充実します。

【取り組む方向】

- 介護予防体制の強化
- 地域支援事業
- 健康管理体制の強化

### (3) 安心して暮らし続けるために

- ・介護が必要になっても、高齢者が尊厳をもって住みなれたまちで安心して暮らし続けられるように、介護保険サービスや高齢者保健福祉サービスの充実を努めます。
- ・総合的な認知症ケアを推進し、介護者の支援の充実を努めます。

【取り組む方向】

- 在宅サービスの充実
- 介護保険事業
- 介護者への支援の充実
- 総合的な認知症ケアの推進
- 安心して住める環境づくり

### (4) 地域で支える福祉をめざして

- ・地域包括支援センターや在宅介護支援センターの機能を充実し、連携を図りながら地域の高齢者等の見守りを強化していきます。

【取り組む方向】

- 地域包括支援センターと在宅介護支援センターとの連携
- 見守りネットワークの充実
- 防災・防犯対策

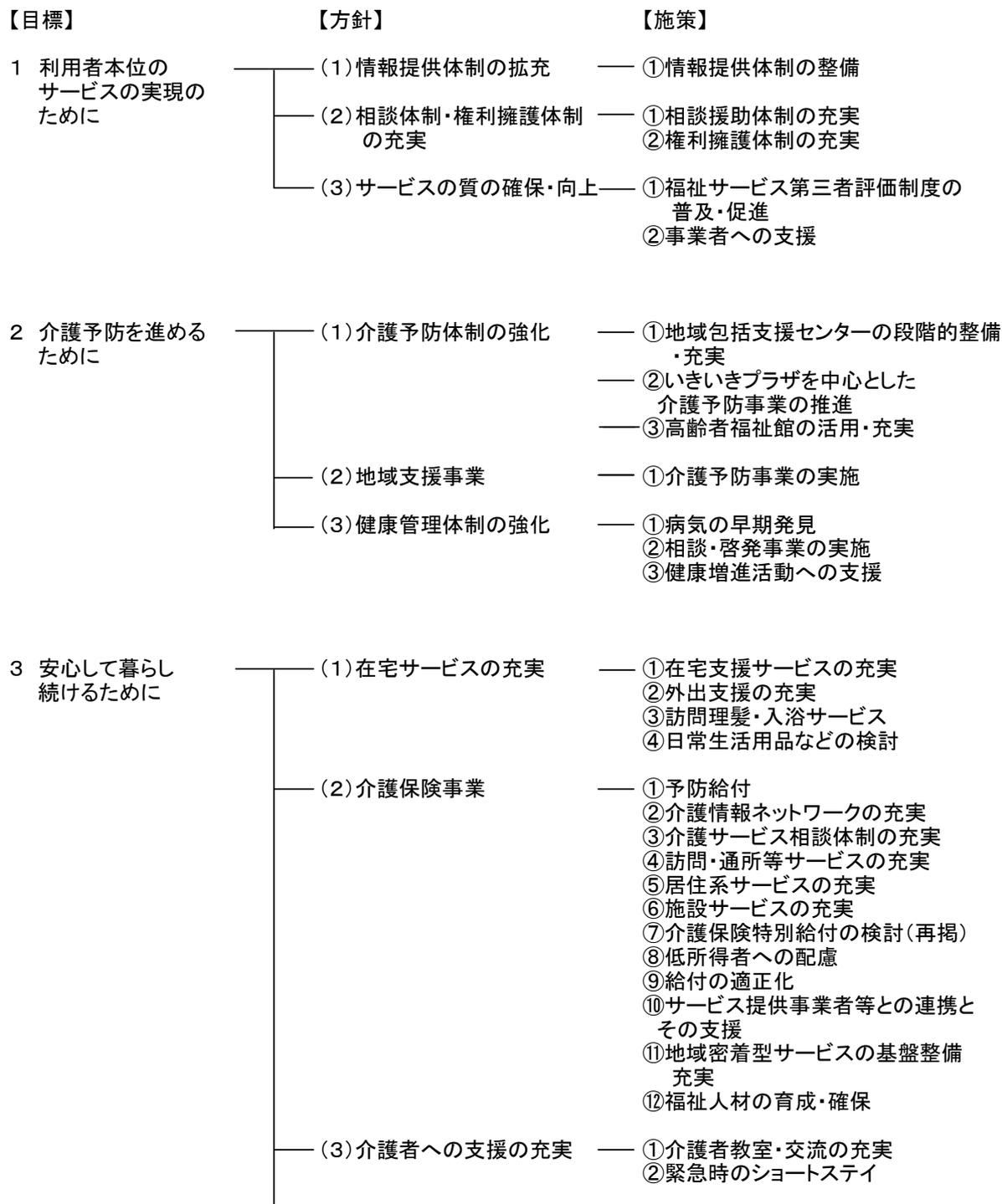
## (5) とともに暮らす地域をめざして

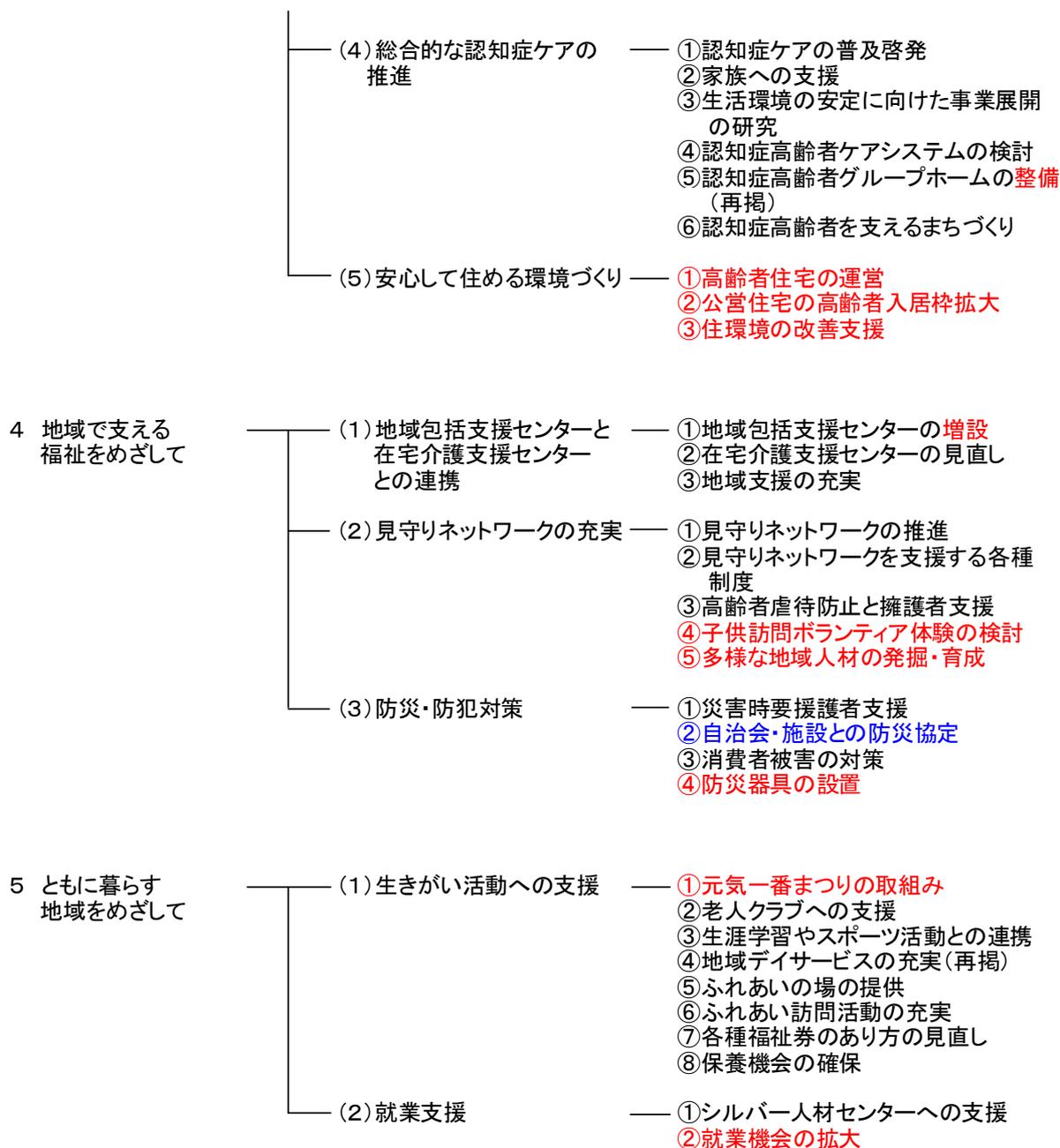
- ・団塊の世代や元気高齢者が、知識や技術を生かしながら、地域の一員としてサービスやボランティアの担い手として活躍できる機会を提供していきます。

【取り組む方向】

- 生きがい活動への支援
- 就業支援

### 3 計画の体系





## 第3章 重点施策

## 第3章 重点施策(再掲)

府中市の現状と課題、国や都の施策の方針等をふまえ、次の取組を重点施策として設定し、重点的に検討、推進していくこととします。

### 1 介護予防の体系的取組

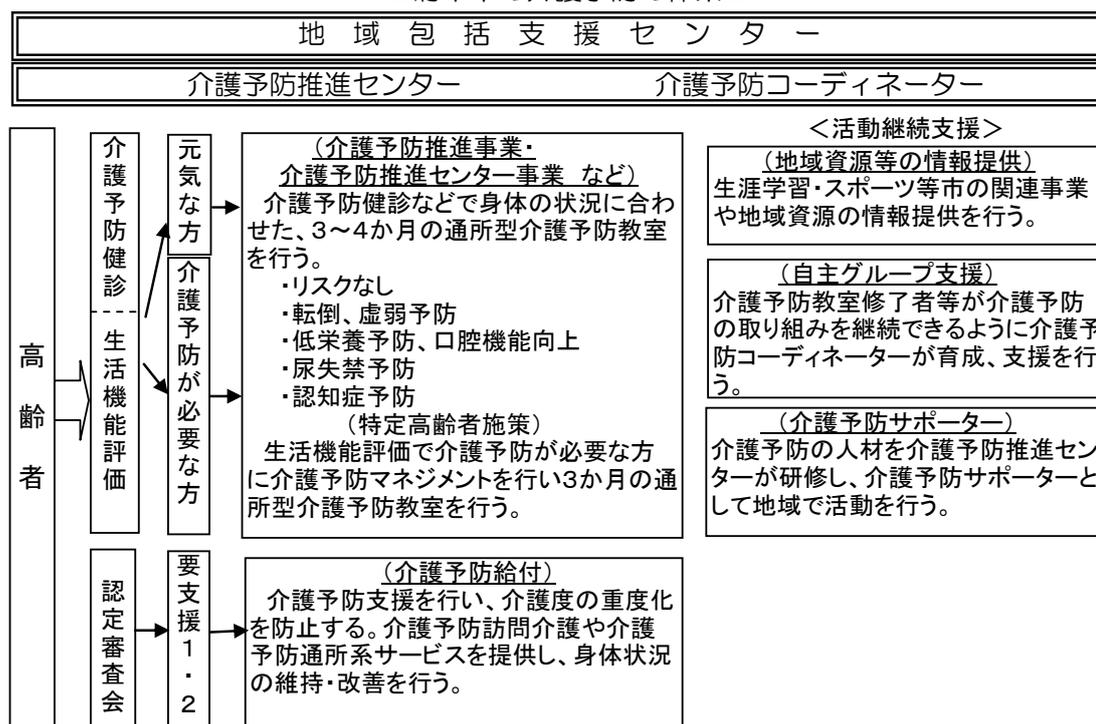
いつまでも住み慣れた場所でくらすことを目標に地域支援事業等の介護予防、要支援者対象の予防給付までの、身体状況の様々な段階の介護予防について、継続的、一体的にサービスを提供します。継続的、一体的にサービスを提供するために、地域包括支援センターを核とし、介護予防推進センターは中心拠点として、専門知識の提供や介護予防の情報集約を行い地域の介護予防活動の支援を行います。介護予防コーディネーターは地域の細かなニーズに対応した介護予防事業を展開していきます。

介護予防の周知、取組のきっかけ作りをさらに進めるため、介護予防体操の

普及や節目健診を継続していきます。また、気軽に介護予防の健診が受けられ、介護予防の取組が必要な方が介護予防教室等に参加できるよう介護予防事業を充実していきます。介護予防教室参加後も介護予防の取組が続けられるよう、介護予防の自主グループの支援を行っていきます。

介護予防の活動を市民が支える仕組みとして、介護予防コーディネーターや介護予防推進センターと連携し、活動を行う介護予防サポーターを育成していきます。

■府中市の介護予防の体系■



## 2 認知症の総合的対策

府中市は認知症高齢者が尊厳を持って、住みなれた地域で、穏やかな生活を送れるよう、保健・福祉・医療等の関係機関、団体、施設等が地域の実情に応じた様々なサービスを提供することで、地域で高齢者を支える体制づくりに取り組んできました。

今後は、高齢化が進行する中で、認知症高齢者も一層増加することが予測されています。ひとり暮らし高齢者が増加する中での認知症高齢者の問題は公的な福祉サービスのみでの対応では難しく、地域の課題として総合的に取り組むことが必要です。

認知症高齢者や家族が地域で安心して暮らし続けることができるよう、具体的には認知症の予防、認知症への理解促進、本人や家族の意識啓発、認知症高齢者をサポートする市民の育成、認知症ケアの充実（活動の場・居場所づくり）、生活の場面での支援、家族への支援など、認知症高齢者を支える施策を総合的に取り組みます。

また、地域の中での高齢者の生活を面的に支えるしくみを整備します。

### ■府中市の認知症高齢者対策の体系■

→ 要支援・要介護認定者および候補者

		認知症予防(元気高齢者)	軽度認知症	中等度認知症	重度認知症
本人および 家族支援	(介護予防)	介護予防事業 (介護予防推進事業・介護予防推進センター事業)			
			(新) KC等による訪問型介護予防啓発事業 (「閉じこもり・うつ・認知症」のリスク者含む)		
	(権利擁護)			地域権利擁護事業(社協)	権利擁護(成年後見制度)
	(生活支援)			(新) 認知症支援ボランティア	
			介護保険(要支援) 介護予防給付	介護保険(要介護) 介護給付(在宅サービス)	訪問介護、通所介護等
	(一時入所・入所)	自立支援ショートステイ (緑苑、介護予防推進センター)		短期入所(特養、老健、療養病床) 介護給付(施設サービス、地域密着型サービス)	
(医療)		(新) 地域医による物忘れ相談	高齢者精神医療相談班(多摩総合精神保健センター)		
家族支援		家族介護者教室(社協・在支)			
地域支援	(大人数型)	タウンミーティング(社協)			
		見守りネットワーク・認知症高齢者の地域での見守りに関する講演会等			
	(少人数型)	(新) 認知症見守り隊(認知症サポーター)の養成[全国キャラバンメイト連絡協議会が養成するキャラバンメイトによる]			
	(新) 地域の講座(介護予防教室等)				
緊急時対応		高齢者緊急一時保護施設(あさひ苑等)			

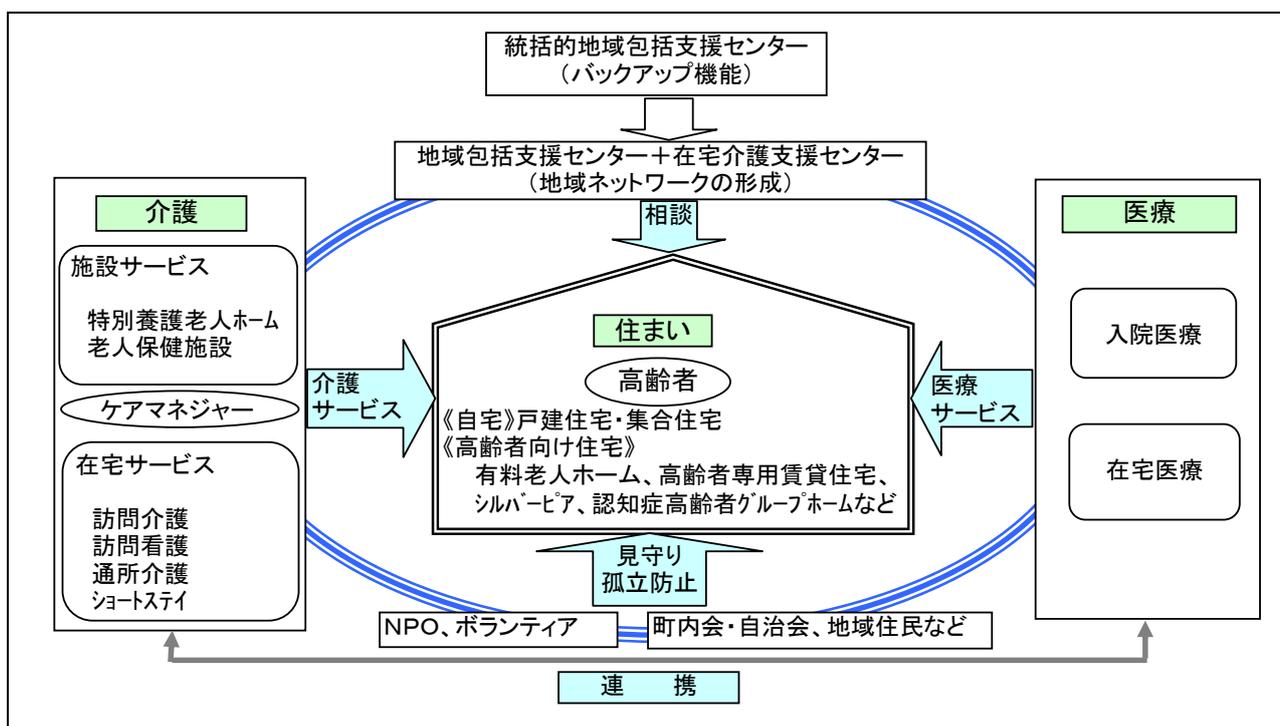
### 3 地域ケア体制の整備

これまで、府中市は、「365日・24時間、切れ目のない介護が受けられる」、「住み慣れたまちで、一人になっても暮らし続けることができる」、「認知症高齢者の尊厳を支えるケアが受けられる」を基本的考え方として、福祉空間整備計画に取り組んできました。

今後は、介護が必要になっても「福祉・保健・医療が連携した仕組み」によって必要に応じて多様なサービスを活用して、住み慣れた地域で暮らし続けられる地域ケア体制の整備を進めます。具体的には次の取組を検討し、具体化していきます。

- ① 介護保険の施設系・居住系・在宅系・通所系サービスの充実（居住系サービスや地域密着型サービスについては、公有地を活用した供給を検討）
- ② 地域における見守り、支えあいの仕組みづくり（参照：福祉のまちづくり推進計画の重点施策2「新たな支えあいの仕組みづくり」）
- ③ 地域における在宅医療の基盤整備を強化するための支援
- ④ 介護人材の育成・定着支援
- ⑤ 多様な住宅の確保支援（バリアフリー化の推進、居住系サービスの充実、住まい方・住み替えの啓発・普及）
- ⑥ 地域ネットワークの形成（地域包括支援センターの増設、相談機能の充実）

■府中市の地域ケア体制のイメージ■



## 第4章 目標に向けた取組

## 第4章 目標に向けた取組

### 目標1 利用者本位のサービスの実現のために

利用者自身がそれぞれのニーズにあったサービスを選択できる利用者本位のサービスの提供が求められています。そのため、適切な情報提供や身近な場所での相談体制の整備を進めます。

また、認知症高齢者など判断能力が低下している人に対して、サービスの利用援助を行う権利擁護体制を拡充するとともに、利用者が安心してサービスを選択できるよう、引き続きサービスの質の確保・向上に取り組めます。

#### (1) 情報提供体制の拡充

市民が介護保険制度や福祉サービスを正しく理解し、サービスの適切な選択・利用につながるよう、わかりやすい情報を提供していきます。その際、市の広報紙やホームページ、パンフレットなどさまざまな媒体を使って情報提供を行います。

##### ①情報提供体制の整備

事業名	内容
多様な媒体を使ったわかりやすい情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の広報やホームページの活用、高齢者に対する福祉サービスのパンフレットを発行するなどわかりやすい情報の提供に心がけ、制度やサービスの内容の周知に努めます。</li> <li>・特に高齢者にわかりやすい新しい情報提供手段の検討を行うなど、さまざまな媒体、方法による情報提供を進めます。</li> <li>・介護保険制度に関する説明会や相談会を継続して行い、理解を広げていきます。</li> </ul>

#### (2) 相談体制・権利擁護事業の拡充

利用者がその人にあった適切なサービスを利用できるよう、市の窓口や地域包括支援センター及び各在宅介護支援センターなどの相談体制を整備するとともに、高齢者見守りネットワークを通じ、民間事業者や地域住民などと連携して地域での相談体制を強化します。

また、判断能力が低下している高齢者の権利擁護や生活を守る体制を拡充します。

### ①相談援助体制の充実

事業名	内容
福祉の総合相談体制	・福祉に関する多様で複雑な相談、高齢者等の権利擁護などの相談を受け止め、具体的な対応を行うワンストップサービスで、総合相談型の相談体制を構築します。
地域での多様な相談体制の整備	・地域包括支援センターでの相談体制を充実します。 ・在宅介護支援センターを中心とした、地域での多様な相談援助体制の整備を支援します。

### ②権利擁護体制の充実

事業名	内容
福祉サービス利用総合支援事業	・サービスの適切な利用を支援したり、認知症高齢者等、判断能力が不十分な人などに対して、成年後見制度の利用支援や助言を行う、福祉サービス利用総合支援事業を充実します。

## (3) サービスの質の確保・向上

サービスの内容と質を確保・向上するため、介護サービス事業者に対して東京都福祉サービス第三者評価の受審を促進します。第三者評価の受審結果や公表を義務付けられている介護サービス情報の公表結果を広く市民に提供し、利用者自らがサービスを選択できるよう支援します。

### ①福祉サービス第三者評価制度の普及・促進

事業名	内容
福祉サービス第三者評価制度の普及・促進	・評価機関がサービス提供事業者のサービス内容などを評価し、公表する福祉サービス第三者評価制度の普及を促進します。

### ②事業者への支援

事業名	内容
サービス提供事業者の各種研修事業への支援	・サービス提供事業者の効率的な運営の確保と研さんを促進するため、府中市人材育成センターで行う研修事業を定期的で開催します。
ケアマネジャーへの情報提供	・ケアマネジャーへの情報提供体制を充実し、利用者の希望を的確にケアプランに反映できるようにします。 ・ケアマネジャーの能力向上に向けた研修を支援します。
介護保険ケアプラン指導の実施	・ケアプランに基づいた、介護サービスの質的向上と適切な実施のため、ケアプラン指導研修を実施し、評価・指導を行います。

## 目標2 介護予防を進めるために

府中市では、高齢者が住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らせるよう、介護予防を重点施策として取り組んできました。今後も、介護予防体制を一層強化し、身体状況の様々な段階の介護予防について、継続的・一体的にサービスを提供します。

また、市では病気の早期発見のための健康診査や各種検診、健康相談の実施など、幅広く市民の健康づくりに取り組んできました。

平成20年度から大きく再編された老人保健事業への対応に取り組みます。

### (1) 介護予防体制の強化

介護予防については、生活機能低下の早期発見、相談、サービス提供、それぞれの取組を連続的に提供する仕組みを構築し、効果的な施策を推進します。地域支援事業等の介護予防事業とあわせ、要支援者対象の予防給付（新予防給付）までを視野に入れて、身体状況のさまざまな段階における介護予防について、継続的・一体的に施策を展開します。

#### ①地域包括支援センターの段階的整備・充実

事業名	内容
地域包括支援センターの段階的整備・充実	・市内に地域包括支援センターを数か所増設し、要支援者の予防給付をはじめ、高齢者が住みなれた地域で尊厳ある自立した生活を継続することができるよう介護予防事業を推進します。

#### ②いきいきプラザを中心とした介護予防事業の推進

事業名	内容
いきいきプラザ（介護予防推進センター）における介護予防事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節目健診を取り入れた介護予防健診を実施します。</li> <li>・介護予防健診の結果により各高齢者の状態に応じた介護予防プログラムを実施します。</li> <li>・介護予防に関する相談を実施します。</li> <li>・介護予防に関する人材や地域資源等の情報を集約し地域の介護予防活動を支援します。</li> <li>・地域包括支援センター、介護予防コーディネーターと連携し、介護予防事業を実施します。</li> </ul>

事業名	内容
介護予防コーディネーター活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な地域で介護予防のPRや介護予防健診、相談を実施します。</li> <li>・地域で自主グループ活動など介護予防の取組を支えるキーパーソンとして活動します。</li> </ul>
地域デイサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の積極的な参加を求め、自立支援対策としての地域デイサービスを、介護保険制度における介護予防事業との連携を図りながら、より地域に根ざしたサービスとして定着するように支援します。</li> </ul>
自主グループ支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で介護予防に取り組む自主グループ同士が交流できる場や活動発表の機会をつくり活動継続の支援をします。</li> </ul>

### ③高齢者福祉館の活用

事業名	内容
高齢者福祉館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内11か所にある文化センターの高齢者福祉館で、地域デイサービスや交流事業を実施し、高齢者の介護予防の拠点として活用します。</li> </ul>

## (2) 地域支援事業

### ①介護予防事業の実施

事業名	内容
介護予防事業のPR	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パンフレットやビデオ等により、介護予防事業の必要性や大切さのPRを行います。</li> <li>・介護予防体操を普及し介護予防の取組のきっかけ作りをします。</li> </ul>
介護予防サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防健診や生活機能評価で要支援・要介護になるおそれのある市民を対象に身近な地域で介護予防サービスを提供します。</li> <li>・必要な方には介護予防マネジメントを実施し評価を行っていきます。</li> </ul>
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で自主グループ支援など介護予防の活動を行う人材を育成する研修をします。</li> <li>・研修を終了した方が、活動できるように活動の場の提供や相談窓口の設置をしていきます。</li> </ul>

## ②包括的支援事業の実施

事業名	内容
総合福祉相談・支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の高齢者の実態を把握します。</li> <li>・ 介護以外の生活支援サービスとの調整を図ります。</li> </ul>
地域ケア支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言を行います。</li> <li>・ 地域のケアマネジャーのネットワークをつくります。</li> </ul>
権利擁護体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 判断能力が低下している方などに対し、成年後見制度の利用支援や助言を行う福祉サービス利用総合支援事業と連携をとりながら支援につなげます。</li> <li>・ 身寄りの無い方の施設入所等の、介護サービス利用を支援します。</li> <li>・ 見守りネットワークと連携をとり、虐待の予防、早期発見を行います。</li> </ul>

## (3) 健康管理体制の強化

高齢者ができるだけ長く元気で活動的に暮らすためには、日ごろから健康に対する意識を高め、正しい生活習慣を身につけることが大切です。

老人保健事業が見直され、新たな高齢者医療制度により、平成 20 年度から、40 歳から 74 歳までは生活習慣病（メタボリックシンドローム）予防・早期発見、65 歳以上の高齢者は、生活機能低下の予防という、世代に応じた目標が示されました。新たな医療制度に基づき、病気の早期発見・早期治療と生活習慣病予防、生活機能低下の予防など健康管理体制の強化に取り組みます。

### ①病気の早期発見

事業名	内容
特定健診・特定保健指導 (新規)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 40～74歳の被保険者に対し、メタボリックシンドロームに着目して、糖尿病等の生活習慣病有病者及び予備群を抽出するための健診を実施します。</li> <li>・ 健診の結果、生活習慣病のリスクが一定程度高いと判定された方に対し、面談や電話等によって特定保健指導を行います。</li> </ul>
後期高齢者健診 (新規)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 75歳以上（65歳以上で一定の障害のある方を含む）の方の生活習慣病の予防や早期発見・早期治療につなげるため、健康診査を実施します。</li> </ul>
生活機能評価 (新規)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 65歳以上の方（要支援・要介護者を除く）に対し、生活機能の低下を早期に発見するため実施します。その結果生活機能の低下のある方に対して介護予防を実施します。</li> </ul>

＜参考：平成24年度の国が示す国民健康保険の保険者の目標値＞

○特定健診の受診率	65%
○特定保健指導の実施率	45%
○メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率	10%（平成20年度との比較）

②健康相談・啓発活動の実施

事業名	内容
健康相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣病の予防等のために保健・福祉・医療が連携し、必要な指導と助言を行います。</li> <li>・また、心身の健康に関する個別相談も実施します。</li> </ul>
健康教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種の健康教育、健康教室を効果的に実施し、正しい知識の普及に努めます。</li> </ul>
歯科医療連携推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ねたきり等で歯の治療を受けたくても歯科医院に行くことができない方などのために、歯科医師会と連携して「かかりつけ歯科医」を紹介します。</li> </ul>
健康づくりへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化センターなどで、健康講座、健康づくり相談や健康づくりプランの作成を指導するとともに、栄養改善指導などを行うヘルスマイト府中21の活動を通じて、市民の自主的な健康づくりを支援します</li> </ul>
食生活改善事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣病予防の観点から、栄養等に配慮された食生活が習慣化できるよう改善事業に取り組み、健康状態の維持・向上を図ります。</li> </ul>

③健康増進活動への支援

事業名	内容
スポーツ健康増進活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯にわたってスポーツと親しめるよう、高齢者向け教室や事業を開催し、高齢者のいきいきとした活動を支援していきます。</li> <li>・健康増進のため、グループ・団体などにスポーツの指導員を派遣するなど、高齢者のいきいきとした活動を支援します。</li> </ul>

## 目標3 安心して暮らし続けるために

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、市民一人ひとりが介護が必要になっても、福祉サービスや介護保険サービスを連続して、継続して、切れ目なくサービスが受けられるシステムが求められます。

在宅サービスと介護保険サービスの提供を充実するとともに、介護者支援、認知症ケアを推進します。また、高齢者の生活の基本としての住まいの確保に取り組みます。

### (1) 在宅サービスの充実

高齢者が地域で安心して暮らせるよう在宅サービスの充実を図ります。これらのサービスについては介護保険サービスを補完するサービスとし、介護保険サービスと競合・重複するサービスについては調整を進めます。

#### ①在宅支援サービス

事業名	内容
生活支援ヘルパー派遣	・在宅のひとり暮らし、または高齢者世帯の方の要介護状態への進行を防止するため、家事を中心とした生活支援ヘルパーを派遣し、自立支援対策として充実します。
長寿（後期）高齢者ヘルパー派遣（新規）	・75歳以上の在宅のひとり暮らし、または高齢者世帯の方で低所得者の方に、ヘルパーを派遣し電球の取り替え、話し相手、散歩等の介護保険外のサービス提供により、在宅生活を支援します。
自立支援ショートステイ	・介護者の不在や、身体的・精神的な状況等により養護が必要な方を対象に、介護予防推進センター（いきいきプラザ内）などでショートステイを実施し、健康管理や食事の提供を行います。
訪問食事サービス	・在宅のひとり暮らしや高齢者のみ世帯で、食事の準備が困難な方に、訪問したうえ食事を届けることにより、在宅生活を支援します。

#### ②外出支援の充実

事業名	内容
外出支援サービス	・ひとり暮らし、または高齢者のみ世帯の方で、通院等の移動に家族の援助が望めない方を対象に、通院等の送迎に車を手配し、在宅での自立生活を支援します。
高齢者車いす福祉タクシー	・「要介護3」以上の在宅高齢者を対象にストレッチャー付タクシーによる通院を援助し、利用者等の負担軽減を図ります。

事業名	内容
コミュニティバスの運行	・交通不便地域にコミュニティバスを運行し、高齢者の移動を支援します。

### ③訪問理髪・入浴サービス

事業名	内容
訪問理髪・入浴サービス	・訪問理髪サービスやデイサービスセンターでの入浴サービスなど、介護保険制度を補完したサービスを実施し、要介護者の衛生環境の維持向上に努めます

### ④日常生活用品などの検討

事業名	内容
介護保険特別給付	・施設サービスと在宅サービスの給付内容や費用負担の不均衡を解消するため実施している日常生活用品（おむつ）の助成や、日常生活用具の貸与・給付、寝具洗濯乾燥サービスについて、新たな制度下における給付状況の動向を見ながら引き続き介護保険特別給付としての取組を検討していきます。

## (2) 介護保険事業

従来の在宅サービス、施設サービスを充実するとともに、第3期から制度化された予防給付や地域密着型サービスの充実に取り組みます。

また、保険料や利用料の軽減、保険料段階の多段階化など、低所得者に配慮した対策を継続して行います。さらに、福祉サービス第三者評価制度の活用、居宅介護支援事業者連絡会との連携強化、介護を担う人材の養成などを行い、介護サービスの質の向上を図ります。

### ①予防給付

事業名	内容
介護予防サービスの充実	・介護予防支援業務では自立に向けた支援を継続していきます。 ・介護予防通所系サービスでは、必要な方に運動器の機能向上・低栄養予防・口腔機能向上プログラムを提供し状態の維持・向上をしていきます。

## ②介護情報ネットワークの充実

事業名	内容
介護情報ネットワーク	・市を単位とした情報ネットワークシステム「府中市介護ネット」などの構築支援により、待機状況と空き状況の情報管理を一体化し、施設利用等の円滑化を図ります。

## ③介護サービス相談体制の充実

事業名	内容
介護サービス相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供事業者と利用者間の調整を図り、相談や苦情に対応する介護相談員の体制を推進します。</li> <li>・東京都の介護保険審査会や国民健康保険団体連合会などとも連携して対応します。</li> <li>・介護サービス事業者にも自主的な苦情対応への取組を求めています。</li> </ul>

## ④訪問・通所等サービスの充実

事業名	内容
訪問・通所等サービスの充実	・高齢者が住み慣れた地域での生活を続けていくため、多様かつ柔軟なサービスを受けることができるよう、地域密着型サービスの整備を推進します。

## ⑤居住系サービスの充実

事業名	内容
居住系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護専用型特定施設の適切な整備をすすめます。</li> <li>・認知症高齢者グループホームの整備を促進します。</li> </ul>

## ⑥施設サービスの充実

事業名	内容
施設サービスの充実	・老々介護が進む中で、施設ニーズに応えるため、柔軟かつ多様な手法により施設整備を進めていきます。

## ⑦介護保険特別給付の検討

事業名	内容
介護保険特別給付の検討(再掲)	・施設サービスと在宅サービスの給付内容や費用負担の不均衡を解消するため実施している日常生活用品(おむつ)の助成や、日常生活用具の貸与・給付、寝具洗濯乾燥サービスについて、新たな制度下における給付状況の動向を見ながら引き続き介護保険特別給付としての取組を検討していきます。

### ⑧低所得者への配慮

事業名	内容
介護保険サービス利用料等の軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負担軽減のあり方と制度趣旨との整合性を図る観点から、軽減率の適正化を図り、引き続き実施していきます。</li> <li>・社会福祉法人の軽減制度を継続します。</li> </ul>
介護保険料の減免	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低所得者対策として継続して実施します。</li> </ul>
保険料多段階制の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応能負担にもとづく多段階制によって、低所得者に配慮した保険料体系を導入します。</li> </ul>

### ⑨給付の適正化

事業名	内容
給付の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス事業者に対して、介護給付が法令、通達及び市の定める基準に適合しているかを、指導、助言し保険給付の適正化を図る。</li> </ul>

### ⑩サービス提供事業者等の連携とその支援

事業名	内容
サービス提供事業者等の連携とその支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・円滑なサービスの提供が行われ、利用者が安心してサービスを受けられるように、事業者の自主的な運営組織である居宅介護支援事業者連絡会を中心に連携を強化します。</li> </ul>

### ⑪地域密着型サービスの基盤整備充実

事業名	内容
認知症対応型通所介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症高齢者を対象とした通所介護サービスの充実に努めます。</li> </ul>
小規模多機能型居宅介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設への「通い」を中心として、利用者の状態や希望に応じた「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスの充実に努めます。</li> </ul>
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症高齢者が、少人数の家庭的な環境で暮らすグループホームの整備を進めます。</li> </ul>
地域密着型特定施設入居者生活介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所定員 29 人以下の特定施設の整備を進めます。</li> </ul>
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所定員 29 人以下の特別養護老人ホームの整備を進めます。</li> </ul>

### ⑫福祉人材の育成・確保

事業名	内容
専門者研修の実施（新規）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアマネジャー等を対象に、専門的な研修を行います。</li> </ul>

### (3) 介護者への支援の充実

介護者の心身の負担軽減や介護者同士の交流を活発にすることにより、介護者の介護疲れを軽減し、地域での孤立化を防止するなど、家族介護者への支援を充実します。

#### ①介護者教室・交流の充実

事業名	内容
家族介護者教室	・介護者の実態を熟知する在宅介護支援センターが中心となった家族介護者教室や転倒予防講座の充実など、介護技術の向上による介護者負担の軽減を図ります。
家族介護者の交流支援	・社会福祉協議会が行っている介護者の悩みの相談、情報交換の場である家族介護者の集いを支援し、介護者の孤立防止に努めます。

#### ②緊急時のショートステイの確保

事業名	内容
緊急時のショートステイの確保	・有料老人ホームなど既存の施設の活用を図りながら、介護者の急病など緊急時に利用できるショートステイを行います。

### (4) 総合的な認知症ケアの推進

今後、認知症高齢者が大幅に増加すると想定されています。その予防やケアのあり方などの普及啓発、家族への支援、認知症高齢者を支えるまちづくりなど、認知症になっても地域で安心して暮らしていけるような施策に取り組みます。

#### ①認知症ケアの普及啓発

事業名	内容
認知症ケアの普及啓発	・認知症の正しい理解と認識を深め、認知症高齢者の介護について、普及・啓発事業を積極的に進めます。

#### ②家族への支援

事業名	内容
家族への支援	・認知症の発症の原因とされる脳血管障害を予防する健診体制を強化するとともに、日ごろの食生活の改善や高齢者の閉じこもり防止、知的活動の推進及び、介護者の悩みや不安に関する相談体制の構築など、総合的な相談体制や家族支援の取組を推進します。

### ③生活環境の安定に向けた事業展開の研究

事業名	内容
生活環境の安定に向けた事業展開の研究	・認知症高齢者に対して、保健・福祉・医療の専門的観点から適切な評価を行い、家族に対して必要とされるサービスを継続的に提供するなど、生活環境の安定に向けた事業展開を研究します。

### ④認知症高齢者ケアシステムの検討

事業名	内容
認知症高齢者ケアシステムの検討	・認知症高齢者に対する在宅サービス及び施設サービスの整備にあたっては、生涯にわたる配慮が必要とされることから、様々なサービスが継続的に実施できるよう、医療機関と連携のとれたケアシステムを検討します。

### ⑤認知症高齢者グループホームの整備

事業名	内容
認知症高齢者グループホームの整備（再掲）	・認知症高齢者が、少人数の家庭的な環境で暮らすグループホームの整備を進めます。

### ⑥認知症高齢者を支えるまちづくり

事業名	内容
認知症高齢者を支えるまちづくり（新規）	・認知症初期症状の物忘れ相談医体制を整備し、地域包括支援センターと連携し早期発見、早期対応に繋がります。 ・認知症の理解と認識を深めるための認知症サポーターを養成し、認知症高齢者世帯への支援体制を構築します。

## （5）安心して住める環境づくり

高齢者が自分のライフスタイルや心身の状況等に応じて、安心して住まい方を選択できることが望まれています。介護や見守り等のサービス付き住宅の設置誘導・確保などに取り組みます。また、現在の住まいでより安全で快適に暮らせるようきめ細かな対応を行います。

### ①高齢者住宅の運営

事業名	内容
高齢者住宅の運営	・住宅に困窮しているひとりぐらしの高齢者のための高齢者住宅の管理運営方法を見直し、高齢者が、地域の中で安心して住み続けられるよう取り組みます。

②公営住宅の高齢者入居枠拡大

事業名	内容
公営住宅の高齢者入居枠の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都営住宅について高齢者入居枠の確保を東京都へ要請します。</li> <li>・市営住宅の募集に際しては、優遇抽選等の方法により高齢者が入居しやすくなるよう配慮します。</li> </ul>

③住環境の改善支援

事業名	内容
住環境の改善支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅介護支援センターの住宅改修の相談・指導や自立支援住宅改修給付、家具転倒防止器具の取付けなどの制度を継続して実施し、自宅での住環境の改善を支援するとともに、バリアフリー住宅の普及・啓発に努めます。</li> </ul>

## 目標4 地域で支える福祉をめざして

介護が必要になっても安心して住み続けられるよう、人間関係が希薄になりつつある地域社会で、相互扶助の精神やしきみを見直し、人と人との絆を大切にした地域の支え合いの輪を広げる取組を進めます。

### (1) 地域包括支援センターと在宅介護支援センターとの連携

高齢者への包括的かつ継続的なサービス体制を支える地域包括支援センターと、高齢者総合相談の窓口としての在宅介護支援センターとが連携・協働し、高齢者が住みなれた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう推進します。

#### ①地域包括支援センターの充実

事業名	内容
地域包括支援センターの充実	・市内に地域包括支援センターを数か所増設し、地域支援ネットワークの充実につなげるとともに、高齢者の自立支援をはかります。

#### ②在宅介護支援センターの見直し

事業名	内容
在宅介護支援センターの見直し	・身近な場所で保健・医療・福祉に関する相談ができる施設として、また地域での要援護者を発見する役割を担います。 ・地域包括支援センターとの連携と役割分担を図ります。

#### ③地域支援の充実

事業名	内容
地域支援の充実	・地域包括支援センターと在宅介護支援センターとの連携により、地域支援事業を進めます。
担当地区ケア会議	・担当地区内の高齢者の実態やニーズを把握し、保健・医療・福祉の連携により、要援護者への適切なサービス提供と介護予防、生活支援のケアシステムづくりを目指します。

## (2) 見守りネットワークの充実

ひとり暮らしや高齢者のみ世帯の高齢者が、地域で安心して暮らし続けるためには、民生委員をはじめ、自治会、老人クラブ、商店会、近隣住民などの協力が必要です。従来から行われている支援事業を活用しながら、地域の見守りネットワークと連動した展開を推進していきます。また、高齢者虐待の早期発見や予防など、地域と連携して取り組んでいきます。

### ①見守りネットワークの推進

事業名	内容
見守りネットワークの推進及び活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見守りの必要な高齢者を支援するため、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、民生委員、自治会、老人クラブ、近隣住民、商店会などをメンバーとする高齢者地域支援連絡会を通じて、見守りネットワークによる地域連携を強化します。</li> <li>・見守りネットワークを活用して支援の必要な高齢者を地域で見守り、保護し、連絡する体制を構築します。</li> </ul>

### ②見守りネットワークを支援する各種制度

事業名	内容
見守りネットワークを支援する各種制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急通報システム、福祉電話貸与、徘徊探知サービスなどの各種制度を充実し、見守りネットワークを制度面から支援します。</li> </ul>

### ③高齢者虐待防止と擁護者支援

事業名	内容
高齢者虐待防止と擁護者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センターを中心に地域の在宅介護支援センターを相談窓口として、高齢者虐待防止に取り組んでいきます。</li> <li>・虐待を発見した時には、被虐待者の安全を確保すると同時に、擁護者の負担軽減の相談、指導、助言を行ないます。</li> </ul>

### ④子ども訪問ボランティア体験の検討

事業名	内容
独居高齢者及び高齢者のみ世帯への子ども訪問ボランティア体験の研究(新規)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独居高齢者及び高齢者のみ世帯への訪問について、教育委員会との連携による子どもボランティア体験としての実施を研究する。</li> <li>・子ども達の優しさと思いやりの心を醸成すると共に、引きこもりがちな高齢者が地域との関わりを継続するきっかけを作り、高齢者を見守る地域づくりを推進します。</li> </ul>

⑤多様な地域人材の発掘・育成

事業名	内容
多様な地域人材の発掘・育成	・社会福祉協議会の「夢バンク」をはじめ、無償ボランティアや有償ボランティアの育成を支援していきます。

(3) 防災・防犯対策

高齢者が地域で安全で安心した生活を起こることができるよう、防災・防犯対策を進めます。

①災害時要援護者支援

事業名	内容
災害時要援護者支援 (新規)	・災害時要援護者の対象者を把握するとともに、要支援者台帳の作成及び支援の仕組みのあり方を研究・検討していく。

②自治会・施設との防災協定

事業名	内容
自治会・施設との防災協定 (新規)	・災害時において要援護者のための避難施設として、自治会や社会福祉施設等を利用できる体制を整備することにより、要援護者の安心できる生活環境を確保する。

③消費者被害の対策

事業名	内容
消費者被害の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活相談室の相談員が在宅介護支援センター担当者会議や見守りネットワーク連絡会に定期的に参加し情報を共有し高齢者の悪質商法についての啓発に取り組みます。</li> <li>・また、相談室と在宅介護支援センターとの連携を徹底し高齢者の悪質商法被害の防止に努めます。</li> </ul>

④防災器具の設置

事業名	内容
家具転倒防止器具及び火災警報器の設置	・地震や火災から生命や財産を守るため、安心な住環境を提供します。

## 目標5 とともに暮らす地域をめざして

高齢者が自らの経験や技能を地域に還元し、地域に貢献し、生きがいを持って地域活動を行うことのできる環境づくりが今後ますます重要となります。地域の施設や資源を活用して、身近な地域での活動の場の確保や多様な活動の支援などのための施策を充実します。

### (1) 生きがい活動への支援

高齢者が培ってきた知識や経験を活かし、地域社会の担い手として活躍できる場の充実を図り、元気な高齢者の社会参画を支援します。

#### ①元氣一番まつりの取組

事業名	内容
元氣一番まつり (新規)	・元気な高齢者が生きがいと健康づくり、世代間交流等を図り、誰もが長寿をともに喜び長生きしてよかったと思えるイベントを開催します。

#### ②老人クラブへの支援

事業名	内容
老人クラブへの支援	・高齢者の老人クラブへの参加を促し、支え合いの担い手として積極的に登用するなど、活動への支援を充実します。

#### ③生涯学習やスポーツ活動との連携

事業名	内容
生涯学習やスポーツ活動との連携	・教養を高める生涯学習講座の開催や、高齢者向けスポーツ教室の開催によって、高齢者の社会参加や健康づくりを促進すると同時に、ボランティア活動を支援していきます。
介護予防サポーター	・介護予防の人材育成研修を終了した方などを介護予防サポーターとして、活動をすすめます。 ・介護予防推進センターが中心となり、介護予防コーディネーターと連携をとりながらサポーターの活動の支援をします。
生涯学習センタープールとの連携 (新規)	・継続的な健康増進、生きがいの高揚を図り、プール利用を助成します。

#### ④地域デイサービスの充実

事業名	内容
地域デイサービスの充実(再掲)	・地域住民の積極的な参加を求め、自立支援対策としての地域デイサービスを、介護保険制度における介護予防事業との連携を図りながら、より地域に根ざしたサービスとして定着するよう支援します。

#### ⑤ふれあいの場の提供

事業名	内容
ふれあいの場の提供	・高齢者とかかわる自主グループの活動を支援し、高齢者が集い、ふれあう軽スポーツ大会などの効果的な実施を図り、社会参加を促進します。 ・ことぶき入浴事業については単に入浴機会の確保だけでなく、健康増進の観点からも有効であることから、地域事業者の協力を得た多世代のふれあい入浴、高齢者の集いの場として推進します。

#### ⑥ふれあい訪問活動の充実

事業名	内容
ふれあい訪問活動の充実	・敬老の日記念事業、長寿祝い金(祝い品)の贈呈の場面を、地域の見守り活動、ふれあい訪問活動の場として活用するなど、その充実を図っていきます。

#### ⑦各種福祉券のあり方の見直し

事業名	内容
各種福祉券のあり方の見直し	・ことぶき理髪券・ことぶき美容券・入浴券については衛生管理面からの必要性から引き続き給付していきませんが、今後は、介護予防事業や地域での見守りネットワーク事業への移行を検討します。

#### ⑧保養機会の確保

事業名	内容
高齢者保養施設利用助成	・保養施設利用助成は、余暇活動、社会参加活動の機会の確保を目的として引き続き行っていきます。
ひとり暮らし高齢者保養事業	・在宅のひとり暮らし高齢者を対象にバス旅行を行います。 ・対象者の意識の多様化に合わせ、効率的な事業展開を図ります。

## (2) 就業支援

生涯現役をめざす高齢者が、豊富な知識と経験を活かして地域で働くことを支援します。

### ①シルバー人材センターへの支援

事業名	内容
シルバー人材センターの拡充支援	・高齢者が豊富な知識と経験を活かして積極的に地域で活躍できるように職種の開拓や就業スタイルの工夫など、シルバー人材センターの質的充実を支援していきます。

### ②就業機会の拡大

事業名	内容
関係機関との連携による就業機会の拡大	・いきいきワーク府中だけでなく、関係機関としてハローワーク等と連携することにより高齢者の就業を支援します。

## 第5章 介護保険事業計画

## 第5章 介護保険事業計画

### 1 平成 18 年度制度改正の課題

#### (1) 平成 18 年度制度改正の概要と課題

平成 18 年度の介護保険制度改正では、予防重視型システムに向けて、地域包括支援センターや地域密着型サービスが創設され、府中市でも平成 18 年 4 月から「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第 3 期）」に基づき、新たな仕組みがスタートしています。

#### <平成 18 年度介護保険制度改正のあらまし>

- 1 予防重視型システムの構築
  - (1) 新予防給付の創設
  - (2) 地域支援事業の創設
- 2 施設給付の見直し
  - (1) 居住費・食費の見直し（平成 17 年 10 月から施行）
  - (2) 低所得者に対する配慮
- 3 新たなサービス体系の確立
  - (1) 地域密着型サービスの創設
  - (2) 地域包括支援センターの創設
  - (3) 医療と介護の連携の強化
- 4 サービスの質の確保・向上
  - (1) 情報開示の標準化
  - (2) 事業者規制の見直し
  - (3) ケアマネジメントの見直し
  - (4) 人材育成
- 5 負担のあり方・制度運営の見直し
  - (1) 第 1 号保険料の見直し
  - (2) 市町村の保険者機能の強化
  - (3) 要介護認定の見直し
  - (4) 介護サービスの適正化・効率化

しかし、制度改正が急激であったため介護保険制度に関する理解、介護予防では特定高齢者に関する計画とニーズとの乖離がみられたほか、全国的にも地域密着型サービスの普及に関する課題、事業所の不正請求等給付適正化に関する課題、福祉人材の確保に関する課題など、様々な課題が浮上しました。

さらに、医療構造改革に伴う療養病床の再編、長寿医療制度等の改正により、福祉と医療に関する仕組みが変化しています。第 4 期事業計画に向けては、これらを受けた府中市の課題もふまえた検証が必要となっています。

## (2) 府中市地域包括支援センターの活動

府中市の特徴は、地域包括支援センターの設置にあたっては、これまで高齢者福祉の相談機関として市民にも浸透してきた 11 か所の在宅介護支援センターを総合相談機能として残し、直営 1 か所を設置している点です。

現在、府中市地域包括支援センターは次のような事業を展開しています。特に、介護予防については、「介護予防推進センター」と地域の介護予防事業との連携、「介護予防コーディネーター」の連絡支援、地域での介護予防の継続性の確保のための事業を展開しています。

### 福祉総合相談業務、虐待対応と養 護者支援、権利擁護の重点的取組

- (1) 総合相談の実施
  - ① 相談件数：1,886 件
  - ② 府中市内での孤独死(包括支援センター把握件数)：5 件
- (2) 高齢者虐待防止の普及啓発と、関係機関と連携した早期対応
  - ① 高齢者虐待防止と成年後見制度についての講演会実施
  - ② 虐待ケースへの対応 (養介護者による虐待件数：30 件)
- (3) 高齢者見守りネットワークを中心とした事例発表会の開催と普及啓発
- (4) 権利擁護センターふちゅうと連携した成年後見制度の活用
  - ① 老人福祉法 32 条に基づく、成年後見制度市長申立件数：8 件
  - ② 包括支援センターの係わりにより親族申立等を行った件数：3 件

### 包括的・継続的ケアマネジメント 業務の重点的取組

- (5) 在宅介護支援センターおよび居宅介護支援事業者との連携強化
- (6) ケアプラン指導事業の充実
  - ① ケアプラン作成のためのグループワーク演習
  - ② 精神保健福祉士を招いた事例検討会の開催
  - ③ 講演会の開催
- (7) 関係機関とのネットワーク調整

### 介護予防マネジメント業務の 重点的取組

- (1) 地域支援事業(特定・一般高齢者施策)、介護予防給付との継続的な展開
  - ① 特定高齢者把握事業(特定・一般高齢者施策)、介護給付との継続的な展開
  - ② 介護予防推進事業
  - ③ 介護予防給付
- (2) 介護予防推進センターと地域の介護予防事業との連携
  - ① 介護予防推進センター事業
  - ② 介護予防コーディネーター事業
  - ③ 介護予防コーディネーター連絡会の開催
  - ④ 介護予防推進事業担当者会議の開催
  - ⑤ 介護予防コーディネーターと推進センターによる介護予防健診の実施
- (3) 介護予防教室参加後の人材育成も含めた介護予防の継続性の確保
  - ① 自主グループの育成・支援
  - ② 介護予防に関する人材育成研修の開催

資料：平成 19 年度

地域包括支援センター事業報告書

### (3) 府中市における介護予防事業の取組

介護予防マネジメント業務の重点的取組をまとめると次のようになります。

まず、地域支援事業については、特定高齢者だけではなく、介護予防健診を行い、特定高齢者の候補に相当すると判断される高齢者に対しても介護予防推進事業として通所型の介護予防事業を実施しました。

介護予防推進センターでは、介護予防の普及啓発の拠点として、65、70歳になる方へ節目介護予防健診の通知を実施し、前期高齢者の時期から介護予防に取り組めるようにしました。

その結果、介護予防推進センターの利用はリスクのない高齢者が多く、地域で行っている介護予防推進事業の利用は、拠点型の介護予防推進センターまで通うことのできない虚弱な高齢者が多くなっており、対象者の棲み分けにつながりました。

地域の介護予防事業、介護予防推進センターでの事業ともに利用者数が伸びています。介護予防の継続支援として、人材育成、介護予防に関する自主グループの支援にも力を入れ、介護予防活動を継続する人が増えています。

介護予防活動に関する実績は全体的に伸びていますが、さらに実績を伸ばすとともに、この実績の伸びが、介護保険認定率や給付費等にどの程度還元されるか、今後検証していく必要があります。

①特定高齢者事業

単位:人

	平成18年	平成19年	増減数	増減率
生活機能評価受信者数	21,952	22,807	855	103.89%
特定高齢者決定数	344	3,616	3,272	1051.16%
特定高齢者通所事業 (1コース12回、3ヶ月の 通所型教室)	未実施	運動器の機能向上	7	皆増
低栄養予防・口腔機能向上		14	14	皆増

→特定高齢者決定数については、平成19年度に決定基準が変更になったため急増している。

②一般高齢者事業

単位:人

	平成18年	平成19年	増減数	増減率
介護予防コーディネーター介護予防健診	2,236	3,710	1,474	165.92%

介護予防推進事業

単位:人

延人員	平成18年	平成19年	増減数	増減率
転倒予防	3,916	7,113	3,197	181.64%
尿失禁予防	1,195	1,299	104	108.70%
認知症予防	1,014	850	-164	83.83%
口腔・栄養	402	733	331	182.34%
計	6,527	9,995	3,468	153.13%

→介護保険予防推進事業は地域支援事業の中で実施

③介護予防推進センター事業

単位:人

延人員	平成18年	平成19年	増減数	増減率
介護予防健診	789	1,272	483	161.22%
筋力向上教室	325	266	-59	81.85%
転倒予防教室	1,226	547	-679	44.62%
尿失禁予防教室	685	412	-273	60.15%
認知症予防教室	267	480	213	179.78%
口腔・栄養教室	421	195	-226	46.32%
マシン教室(リスク無)	2,107	2,619	512	124.30%
フロア教室(リスク無)	0	977	977	皆増
生活支援事業	26	107	81	411.54%
介護予防講座	206	520	314	252.43%
介護予防相談	140	113	-27	80.71%
計	6,192	7,508	1,316	121.25%

④介護予防継続支援

④-1 自主グループの育成支援

	平成18年	平成19年	増減数	増減率
介護予防の自主グループ数	15	30	15	200.00%

④-2 介護予防に関する人材研修

単位:人

人材育成研修実績	平成18年	平成19年	増減数	増減率	
運動指導員	—	初級	12	30	250.00%
		中級	—	16	16
グループ支援員	23	12	-11	52.17%	
健診支援員	14	10	-4	71.43%	



## 2 被保険者・要介護認定者の推計と実績

### (1) 被保険者数の推計と実績

府中市では平成19年度に第5次府中市総合計画後期基本計画を策定し、平成20年度より新たな人口推計に基づく計画をスタートさせています。

今回、総合計画の推計結果に基づき、平成18年度～平成26年度の第1号被保険者(住民基本台帳および外国人登録者数)を検証すると次のとおりです。

第1号被保険者数は平成19年度に4万人を超え、平成26年にはおよそ5万人に達する見込みです。

図表 高齢者数の推計

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第1号被保険者	39,264	40,836	42,186	43,689	44,714	45,249	46,412	48,221	49,832
65歳～74歳	22,799	23,394	23,691	24,233	24,346	23,856	24,193	25,216	26,354
75歳以上	16,465	17,442	18,495	19,456	20,368	21,393	22,219	23,005	23,478
第2号被保険者 (40～64歳)	77,291	77,705	78,891	80,021	81,528	83,362	84,671	85,057	85,484
合計	116,555	118,541	121,077	123,710	126,242	128,611	131,083	133,278	135,316

※平成20年度以降は府中市推計に基づく。平成18年、19年分は4月1日住民基本台帳による。

### (2) 要介護認定者の推計と実績

要介護認定者については、第3期介護保険事業計画において、国の基本指針に沿って自然体での推計、介護予防後の推計を行っています。

平成18年度、19年度の計画値と実績値とを対比させると次のとおりです。

要支援1、要支援2の実績値が大幅に計画値を下回っていますが、要介護2、要介護3では実績値が計画値を上回り、要介護4、要介護5の重度の方ではほぼ計画値に近い実績値となっています。

今後の推計にあたっては、地域包括支援センターにおける特定高齢者の見込みを踏まえて推計を行っていきます。

図表 要介護認定者数の推移

計画値は介護保険事業計画（第3期）より。

実績値は府中市の事業報告書より。

		平成18年度	平成19年度
要介護(要支援)認定者数	計画値	7,133	7,445
	実績値	6,674	6,871
要支援1	計画値	1,143	1,241
	実績値	755	722
要支援2	計画値	1,354	1,402
	実績値	797	907
要介護1	計画値	903	926
	実績値	1,191	1,092
要介護2	計画値	1,065	1,113
	実績値	1,285	1,342
要介護3	計画値	865	911
	実績値	966	1,053
要介護4	計画値	923	946
	実績値	863	931
要介護5	計画値	880	906
	実績値	817	824

### 3 介護保険サービスの見込量

#### (1) 見込量設定にあたっての国の考え方

厚生労働省の平成20年2月27日全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会資料によると、「第4期事業計画は、第3期の策定に際して、都道府県、市町村が策定した平成26年度の目標に至る中間段階の位置づけという性格を有するものとして策定する」、としています。

このため、基本指針において示した平成26年度目標値の考え方は、第4期においても変更しないものとする、としています。

療養病床の再編に伴う、今後の療養病床から介護保険施設等への増加分については、目標値の外数として扱うことになります。

＜参考＞府中市の介護療養医療施設の入所者数の推移・推計

(単位:人/月)実績=月平均

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
①計画値	228	200	209
②実績値	178	173	170

#### (2) 府中市の現時点での考え方

府中市においては、上記の国の考え方をふまえながら、介護保険サービスの見込量については給付実績の分析を行い、考え方を定めます。なお、検討にあたっては、保険料額との兼ね合いも含めて検討します。現時点での考え方は次のとおりです。

##### ①地域支援事業、予防給付

地域支援事業については、特定高齢者数の出現率を勘案し、今後の推計を行うとともに、介護予防プログラムの展開によって現状よりも利用率が上昇することを考えて見込みを考えます。

##### ②重度化への対応

要介護3以上の利用者の在宅サービスについては、利用率や週あたり回数なども勘案し、より多くの方が在宅で支援を受けながら生活が継続できる体制を考えます。

##### ③居住系施設に対する考え方

グループホームは、地域密着型サービスのより一層の展開を推進する。特定施設についても、今後引き続き増加傾向と想定して検討していくこととします。

＜参考＞府中市の特定施設入居者生活介護利用者数の推移・推計

(単位:人/月)

		平成17年度	平成18年度	平成19年度
①計画値	介護給付	115	320	345
	予防給付		12	13
②実績値	介護給付	216	245	262
	予防給付		22	46

### (3) 府中市の生活圏域について

府中市の6つの日常生活圏域については、今後の在宅介護支援センターのエリアとも整合を図るとともに、6つの圏域の特性に配慮しながら整備を進めます。

### (4) 府中市の独自給付に関する考え方

第3期計画の検討においては、第1号保険料が大幅に上昇したため、市町村特別給付は見込まないこととしています。

第4期計画においても、見込量の検討に際しては、介護支援に関する一般施策（おむつ支給、寝具乾燥など）との給付のバランスを検討し、決める必要があります。

### (5) 見込量確保のための方策

地域支援事業については、特定高齢者の抽出経路を多様化しスクリーニングできる体制を充実していくことが必要です。

地域密着型サービスの確保にあたっては、参入に向けて、事業者に対する多様な支援策（公共用地を活用した整備供給検討、独自の高い報酬、整備助成等）を行うことが考えられ、検討を行います。

また、多様な地域人材の発掘・育成（インフォーマルサービスの担い手、サービスの受け手と担い手を結ぶコーディネーターなど）も必要です。

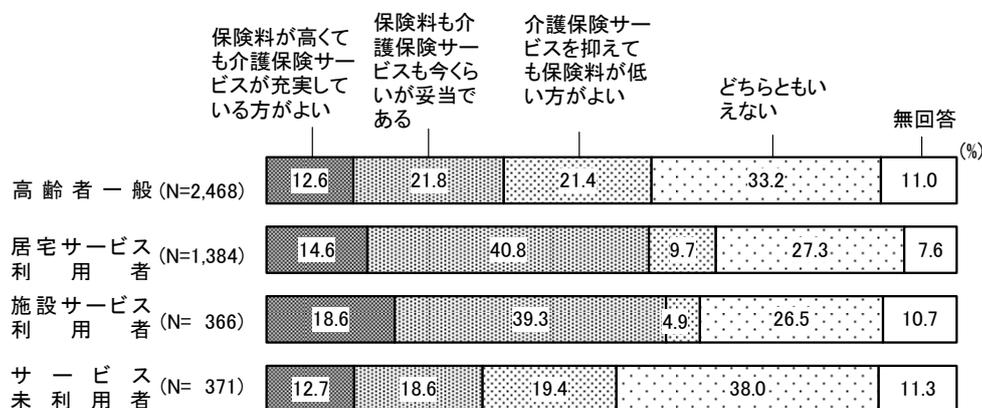
## 4 第1号被保険者の保険料

### (1) 第1号保険料に関する府中市の現状

第3期運営期間における第1号保険料は国全体では51,600円(月額4,300円)ですが、府中市では年額47,400円(月額3,950円)です。

今回の福祉計画改定の高齢者分野調査では、居宅・施設サービス利用者は、「保険料もサービスも今くらいが妥当」という回答が多いものの、第1号被保険者、サービス未利用者はともに「どちらともいえない」という回答が多くなっています。

今後は、保険料額の再設定について、市民の負担感を考慮に入れながら検討を進める必要があります。



### (2) 第1号保険料に関する府中市の考え方

府中市では、これまで介護保険料の第1段階、第2段階の料率を国の標準よりも低く設定し、所得の低い方への配慮を行ってきました。さらに第3期運営期間における税制改正に伴う激変緩和措置にあたっては、国の標準よりやや低廉な料率としています。

さらに、激変緩和措置については、平成19年度「介護保険法施行令並びに介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する法令」が公布されたのに伴い、平成20年度まで延長しています。

そこで、平成21年度からの保険料率や保険料額の検討にあたっては、第2段階から第3段階などの方に対し、これらの措置が継続されている点を考慮に入れた設定が必要です。

また現在、国では「保険料の在り方に関する検討会」を開催し、制度創設時からの検討もふまえ、介護保険料の賦課のあり方(個人ベース・世帯ベース、定額制・定率制)の検討を行っています。

府中市でも今後国の動きなどを見ながら、保険料を検討していきます。

## 5 介護保険制度の円滑な運営のための方策

### (1) 介護給付の適正化

国では、持続的な介護保険制度の構築をめざし、介護報酬改定後の動向をふまえ、また全国的な企業の不正請求問題などもふまえ、平成 19 年度に「介護給付適正化計画」を策定しました。給付適正化計画は、給付適正化の3つの要（かなめ）として、

- ①介護給付を必要とする受給者を適切に認定した上で（要介護認定の適正化）
- ②介護給付を真に必要とするサービスを（ケアマネジメント等の適切化）
- ③事業者がルールに従って適正に提供する（提供体制と介護報酬請求の適正化）

促すものです。

保険者と都道府県とが一体となって戦略的な取組を行うために、東京都でも「介護保険給付適正化プログラム」を策定し、平成 20 年度からの展開を始めています。

これに伴い、市町村でも介護給付適正化プログラムの目標を設定することとなっています。府中市でも、要介護認定調査の適正化、ケアプランチェック、住宅改修・福祉用具実態調査、医療情報との突合、介護給付費通知等の給付適正化について、計画的に実施していきます。

### (2) 保険者権限の強化、事業者の法令遵守

国の「介護事業運営の適正化に関する有識者会議」では、介護サービス事業者の不正事案の再発防止、介護事業運営の適正化を図るため、法令遵守等体制整備の義務付けや事業者の本部等に対する立ち入り検査・命令権等の強化等の必要措置についての報告書を提出しています。運営適正化策については、今後の動きを見ながら、地域密着型サービス等に対する事業者運営の適正化に関する施策を盛り込みます。

### (3) 人材の確保・育成

社会経済情勢の変化に伴う労働市場の変革、その中での介護職の離職等をふまえ、現行の「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」（人材確保指針）が改められました。この中で市には個々の事業者では難しい取組等が期待されています。

府中市でも事業者からの意見を聞きながら、研修支援、キャリアアップ支援、及びボランティアの振興など、人材確保策を積極的に展開していきます。

## 第6章 推進体制

## 第6章 推進体制

この計画を推進し、より効果的に施策を展開していくためには、行政と市民がそれぞれの取組をさらに進めるとともに、協働・連携して計画を実践する必要があります。そのために、推進体制を充実するとともに、計画を継続的に評価し、見直していくことが必要です。

### 1 地域で支える福祉の推進

---

府中市では11か所の文化センターごとに社会福祉協議会が依託され、高齢者を含む市民向けの講座や活動を展開し、健康・生きがいつくりなど小地域活動を展開してきました。さらに小さな単位である町内会・自治会においても地域活動を行っています。

今後は、市民に認知度の高い在宅介護支援センターと今後増設が予定される地域包括支援センターが連携し、地域ネットワークの充実を図っていきます。また、府中市の高齢者福祉の実態や歴史を踏まえ、今回設定された福祉エリアごとに、社会福祉協議会等とも連携しながら、重層的に活動を展開し、地域の高齢者にきめ細かいサービスを提供し、高齢者の暮らしを地域で支える仕組みを検討します。

### 2 市民等の参加・参画による推進

---

府中市では、計画策定にあたり様々な参加・参画のもと、市民ニーズを把握し意見を計画に反映してきました。計画を推進するにあたり、「自助・共助・公助」の考えのもと、市民、関連機関・団体、事業者、市のそれぞれの役割を明確にし、連携しながら計画を推進していきます。

#### (1) 市民の計画策定・評価点検への参加・参画

計画策定推進協議会に公募委員が参加・参画するとともに、計画の評価推進など計画の進行管理についても市民が参加できる場や機会が確保できるよう検討します。

#### (2) 市民等との自助・共助・公助による役割分担・連携

「個人尊厳を最大限に尊重し、自分自身や小さなコミュニティ単位でできることはそれらの自助・共助に任せ、そこではできないことや効率のわるいことは国や地方自治体で対応すべきだ（公助）」という地方自治の補完の原則に沿い、市民、社会福祉活動を推進している社会福祉協議会等関係機関、団体、事業者、市の役割分担を明確にし、互いに連携しながら推進していきます。

### 3 庁内体制の整備

---

高齢者を取り巻く状況は多様化しており、課題も複合化しています。そのため課題を解決するためには総合的な対応が求められます。

府中市では計画を推進するにあたり、高齢者関連の部署だけでなく、他の関連分野の部署と横断的な連携が取れるように、体制を整備します。

### 4 活動財源の確保

---

きめ細かい高齢者福祉サービスを提供していくためには、提供する人材や団体が必要です。人材確保に向けた育成・研修、活動団体への助成など、支援に向け財源確保を検討していきます。

### 5 東京都や国への要望

---

府中市では高齢者保健福祉や介護保険について、これまでも、東京都や国に対する働きかけを行ってきました。

今後も引き続き、近隣市長会等と連携して、高齢者福祉や介護保険の円滑な推進に向けて、東京都や国に対して積極的に提言、働きかけを行っていきます。

参考資料

# 1 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会

## (1) 委員名簿

	氏名	所属
	田口 俊夫	社団法人府中市医師会
	米田 博	社団法人府中市歯科医師会
	川口 宣男	府中市薬剤師会
	山口久美子	東京都多摩府中保健所
	野島 征三	社会福祉法人府中市社会福祉協議会
	石渡 槇子	府中市民生委員児童委員協議会
	鈴木 恂子	社会福祉法人多摩同胞会
	能勢 淳子	医療法人社団清新会
	市川 勉	府中市地域包括支援センター（平成20年度）
	芦川 伊智郎	府中市地域包括支援センター（平成19年度）
◎	和気 康太	明治学院大学
○	鈴木真理子	埼玉県立大学保健医療福祉学部
	平形 芳郎	市民委員
	戸田 忠良	市民委員
	田中真知子	グループホーム そよかぜ

◎委員長、○副委員長

## (2) 検討経過

### 【平成19年度】

開催日時	検討内容	資料
<b>第1回</b> 平成19年 2月7日（水） 午後1時30分～ 府中市役所 北庁舎3階 第5会議室	1.委員依頼 2.市長挨拶 3.委員自己紹介 4.会長・副会長選出 5.議事 (1)府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会について (2)府中市高齢者保健福祉計画の位置づけについて (3)府中市高齢者保健福祉計画・第3期介護保険事業計画の現状と課題について	

開催日時	検討内容	資料
<p><b>第2回</b></p> <p>平成19年 5月24日(木) 午後1時15分 ～ 介護予防推進セ ンター4階 第2会議室</p>	<p>1.府中市福祉計画と本協議会の位置づけ について 2.年間スケジュールについて</p>	
<p><b>第3回</b></p> <p>平成19年 8月2日(木) 午後1時30分 ～ 府中市役所 北庁舎3階 第4会議室</p>	<p>1.第1回府中市福祉計画検討協議会につ いて 2.府中市福祉計画(高齢者分野)アンケ ートについて</p>	<p>1.高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定 のための調査計画(案) 2.府中市福祉計画(高齢者一般)調査 3.府中市福祉計画(介護保険居宅サービス利用 者)調査 4.府中市福祉計画(介護保険施設サービス利用 者)調査 5.府中市福祉計画(介護保険サービス未利用 者)調査 6.府中市福祉計画(居宅介護支援事業者)調査 7.府中市福祉計画(予防・居宅介護サービス提 供事業者及び施設サービス提供事業者)調査</p>
<p><b>第4回</b></p> <p>平成19年 9月6日(木) 午後1時30分 ～ 府中市役所 北庁舎3階 第4会議室</p>	<p>1 高齢者分野アンケート調査について 2 平成18年度事業報告について</p>	<p>1.高齢者分野アンケート調査票へのご意見と 変更案 2.府中市福祉計画(高齢者一般)調査(修正版) 3.府中市福祉計画(介護保険居宅サービス利用 者)調査(修正版) 4.府中市福祉計画(介護保険施設サービス利用 者)調査(修正版) 5.府中市福祉計画(介護保険サービス未利用 者)調査(修正版) 6.府中市福祉計画(居宅介護支援事業者)調査 (修正版) 7.府中市福祉計画(予防・居宅介護サービス提 供事業者及び施設サービス提供事業者)調査 (修正版) 8.平成18年度高齢者支援課事業報告/介護保 険サービス利用の計画と実績</p>
<p><b>第5回</b></p> <p>平成20年 2月7日(木) 午後1時30分 ～ 府中市役所 北庁舎3階 第3会議室</p>	<p>1 高齢者分野アンケート調査について 2 各種報告 (1) 介護保険給付実績について (2) 地域包括支援センターあり方 検討会報告書について (3) 激変緩和措置の継続、保険料の 緩和について 3 高齢者保健福祉計画・第4期介護保険 事業計画検討スケジュールについて</p>	<p>1.府中市福祉計画高齢者分野調査結果の概要 2.高齢者分野アンケート調査結果内訳 3.府中市福祉計画(高齢者福祉)調査報告書 (案) 4.介護保険サービス給付実績の分析(案) 5.高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計 画検討スケジュール(案) 6.地域包括支援センターあり方検討会報告書 (抜粋)</p>

【平成20年度】

開催日時	検討内容	資料
<p><b>第1回</b></p> <p>平成20年 4月17日(木) 午後1時～</p> <p>府中市役所 北庁舎3階 第3会議室</p>	<p>1.保健福祉部長挨拶 2.議事 (1)府中市福祉計画(高齢者福祉)調査報告について (2)平成20年度高齢・介護福祉計画の検討について ①計画策定の趣旨について ②高齢者福祉計画の理念と施策の体系について ③平成20年度検討スケジュールについて</p>	<p>1.府中市福祉計画調査報告書&lt;概要&gt;.府中市福祉計画(高齢者福祉)調査報告書 2.計画策定の趣旨 3.高齢者福祉計画 理念等検討(案) 4.施策体系の検討 5.高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画検討スケジュール(案) 参考資料1.府中市における高齢者に関する現況(案) 参考資料2.地域別にみた状況整理</p>
<p><b>第2回</b></p> <p>平成20年 5月29日(木) 午後1時30分～</p> <p>府中市役所 北庁舎3階 第3会議室</p>	<p>1.高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第4期)の考え方と施策の方向性について 2.福祉計画の枠組みについて 3.府中市地域包括支援センターのあり方検討会報告書について</p>	<p>1.府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第4期)の考え方と施策の方向性について(素案) 2.福祉計画の枠組み 3.地域包括支援センター 在宅介護支援センターのあり方検討会報告書(抜粋)</p>